（一社）東京建設業協会との意見交換会

日　時：令和８年１０月３０日（金）１５：３０～１７：００
場　所：鉄鋼会館　８０１号室

議　事　次　第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

１．開　　会

２．挨　　拶

○ 関東地方整備局長
○ 東京都建設局道路監
○ （一社）東京建設業協会長

３．情 報 提 供

◇ 関東地方整備局の取り組みについて
◇ 建設産業行政の最近の動き
◇ （一社）東京建設業協会の活動状況

４．令和７年度の業界団体との意見交換会における主な意見要望への対応状況

５．意 見 交 換

◇ （一社）東京建設業協会　提案テーマ
　１）公共事業予算の拡充と安定した事業量の確保
　２）入札契約制度における課題
　３）現場における熱中症対策について
　４）柔軟な働き方の実現
　５）建設業の担い手確保と魅力発信
　６）高騰する建設資材価格への対応
◇ 自由討議

６．閉　　会

○ 関東地方整備局　副局長

配 布 資 料 一 覧

＜関東地方整備局＞

・関東地方整備局の取り組みについて　整備局資料－１

・建設産業行政の最近の動き　整備局資料－２

・令和７年度の業界団体との意見交換会における主な意見要望への対応状況　整備局資料－３

・意見交換会　回答　整備局資料－４

＜建設業協会＞

・東京建設業協会のご案内（別途冊子配布）　協会資料－１

・学生向け建設業魅力発見パンフレット「Discover！」（別途冊子配布）　協会資料－２

・建設系高校生作品コンペティション 2026（工科高校紹介）　協会資料－３

・親子インフラツーリズム　協会資料－４

・東京建設図鑑　協会資料－５

・災害時連絡訓練　協会資料－６

・令和９年度国家予算に対する要望　協会資料－７

・令和８年度「関東地方整備局との意見交換会」提案テーマ　協会資料－８

＜別冊＞

・参考資料　整備局資料－参考資料

2026年度 （一社）東京建設業協会との意見交換会

出席者名簿

【（一社）東京建設業協会】

会長	池上　一夫
副会長	清水　琢三
副会長	大谷　清介
事業委員会 公共工事制度研究部会 部会長	東坂　昌輝
事業委員会 公共工事制度研究部会 副部会長	鴨下　達也
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	清原　亮
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	玉井　礼子
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	戸澤　哲
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	石沢　護
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	中條　裕介
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	芦部　智宏
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	折田　紘一郎
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	大宮司　壮
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	石川　敏宣
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	関屋　隆司
事業委員会 公共工事制度研究部会委員	野村　秀樹
事業委員会 技術部会部会長	中原　博史
事業委員会 技術部会副部会長	東間　敬造
専務理事	原田　和生
事務局長	奥　尚子
事業部長	島田　久史

【東京都建設局】

道路監	斉藤　有
総務部　企画担当部長	山本　諭

【関東地方整備局】

局長	西澤　賢太郎
副局長（港湾）	中川　研造
企画部長	清水　将之
建政部長	木村　よし子
港湾空港部長	有本　彰男
企画部　技術調整管理官	荒井　満
企画部　技術開発調整官	後閑　浩幸
建政部　建設産業調整官	髙城　辰哉
企画部　技術管理課長	小宮山　隆
企画部　技術調査課長	山下　敦馬
建政部　建設産業第一課長	征矢　道仁
荒川下流河川事務所長	田中　孝幸
東京国道事務所長	小山　健一
相武国道事務所長	柳田　眞由美
東京外かく環状国道事務所長	原田　駿平
首都国道事務所長	山岡　敏之
川崎国道事務所長	菊池　正彦
大宮国道事務所　副所長	児玉　憲一
江戸川河川事務所長	武藤　健治
京浜河川事務所長	山本　浄二
国営昭和記念公園事務所長	辻本　慎太郎
東京第二営繕事務所長	彌吉　元毅
甲武営繕事務所長	中島　良幸
東京港湾事務所長	小山　真人
東京空港整備事務所長	温品　清司
特定離島港湾事務所　副所長	鈴木　友二

2026年度　東京建設業協会との意見交換会　　席次表

会　場：鉄鋼会館　8階　801会議室

記　者　席

東　京　建　設　業　協　会　　随　行　者　席

事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 折田　紘一郎		事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 石川　敏宣	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 大宮司　壮		事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 中條　裕介	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 玉井　礼子		事業委員会 公共工事制度 研究部会 副部会長 鴨下　達也	事業委員会 公共工事制度 研究部会 部会長 東坂　昌輝		専務理事 原田　和生	東京建設業協会 副会長 清水　琢三		会長 池上　一夫	副会長 大谷　清介		事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 戸澤　哲	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 関屋　隆司		事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 清原　亮	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 野村　秀樹		事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 芦部　智宏	事業委員会 公共工事制度 研究部会委員 石沢　護		
事務局長 奥　尚子																										事業委員会 技術部会 部会長 中原　博史	
事業部長 島田　久史																										事業委員会 技術部会 副部会長 東間　敬造	
特定離島港湾事務所 副所長 鈴木　友二																											
東京空港整備 事務所長 温品　清司																										東京第二営繕事務所 事務所長 彌吉　元毅	
東京港湾 事務所長 小山　真人																										国営昭和記念公園事務所 事務所長 辻本　慎太郎	
甲武営繕 事務所長 中島　良幸	建政部 建設産業第一課長 征矢　道仁	企画部 技術調査課長 山下　敦馬	企画部 技術管理課長 小宮山 隆	建政部 建設産業調整官 髙城　辰哉	企画部 技術開発調整官 後閑　浩幸	企画部 技術調整管理官 荒井　満		港湾空港部長 有本　彰男	建政部長 木村　よし子		企画部長 清水　将之	関東地方整備局 副局長（港湾） 中川　研造		局長 西澤　賢太郎	東京都建設局 道路監 斉藤 有		企画担当部長 山本 諭	荒川下流河川 事務所長 田中　孝幸	東京国道 事務所長 小山　健一	相武国道 事務所長 柳田　眞由美	東京外かく環状 国道事務所長 原田　駿平	首都国道 事務所長 山岡　敏之	川崎国道 事務所長 菊池 正彦	大宮国道 副所長 児玉　憲一	江戸川河川 事務所長 武藤　健治	京浜河川事務所 事務所長 山本　浄二

関　東　地　方　整　備　局　　随　行　者　席	東京都 随行者席	関　東　地　方　整　備　局　　随　行　者　席

出入口

受付

2026年度 （一社）東京建設業協会との意見交換会（進行表）

令和8年10月30日（金）15：30～17：00　於：鉄鋼会館　801号室

時　間	内　容		発言者	配付資料
《開会》				
15:30	**開会**		（司会：後閑技術開発調整官）	
～　15:39　(9分)	**挨拶**	関東地方整備局	西澤局長	
		東京都	斉藤道路監	
		一般社団法人　東京建設業協会	池上会長	
15:39　～　15:41　(2分)	**資料確認**			出席者一覧・配席表
《情報提供》				
15:41　～　15:49　(8分)	**関東地方整備局の取り組み**			
		関東地方整備局の取り組みについて	企画部　山下技術調査課長	整備局資料－1
		建設産業行政の最近の動き	建政部　征矢建設産業第一課長	整備局資料－2
15:49　～　15:54　(5分)	**（一社）東京建設業協会の活動状況**		協会 島田事業部長	協会資料－1～7
《令和7年度の業界団体との意見交換会における主な意見要望への対応状況》				
15:54　～　15:56　(2分)			企画部　小宮山技術管理課長	整備局資料－3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
15:56　～　16:36　(40分)	**1．公共事業予算の拡充と安定した事業量の確保** **2．入札契約制度における課題** **3．現場における熱中症対策について** **4．柔軟な働き方の実現** **5．建設業の担い手確保と魅力発信** **6．高騰する建設資材価格への対応**		協会提案説明： 1．東坂部会長 2．東坂部会長、鴨下副部会長、玉井・中條各委員 3．大宮司委員 4．石川・折田・戸澤・関屋各委員 5．清原・野村各委員 6．芦部委員 回答： 1．書面回答 2．(1),(2),(4)企画部　山下技術調査課長 3．企画部　小宮山技術管理課長 4．(2)企画部　小宮山技術管理課長 5．(1)企画部　小宮山技術管理課長 (2)企画部　山下技術調査課長 6．書面回答	協会資料－8 整備局資料－4
〔自由討議〕				
16:36　～　16:55　(19分)	**自由討議**		（質疑：適宜発言）	
《閉会》				
16:55　～　17:00　(5分)	**閉会**		関東地整　中川副局長	

関東地方整備局の取組について

令和 8年10月 30日

国土交通省　関東地方整備局

目 次

1. 令和8年度 予算の概要

2. 令和9年度 国土交通省予算概算要求

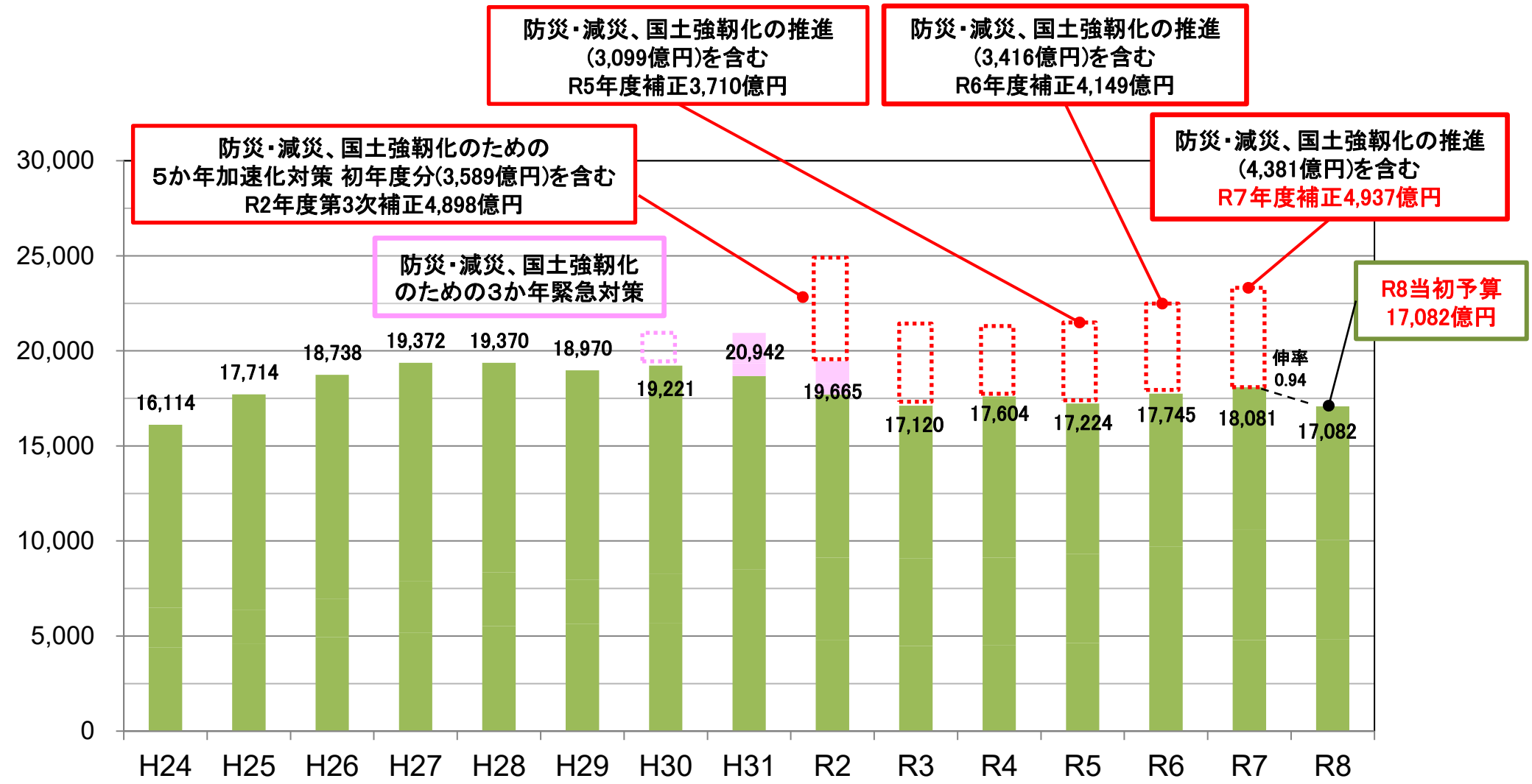
3. 関東地方整備局における2026年度の取組み等

１．令和８年度　予算の概要

関東地方整備局の予算推移

○令和7年度補正予算は、防災・減災、国土強靭化の推進（4,381億円）を含め、4,937億円。

○令和8年度当初予算は、**1兆7,082億円（対前年度比0.94）**。

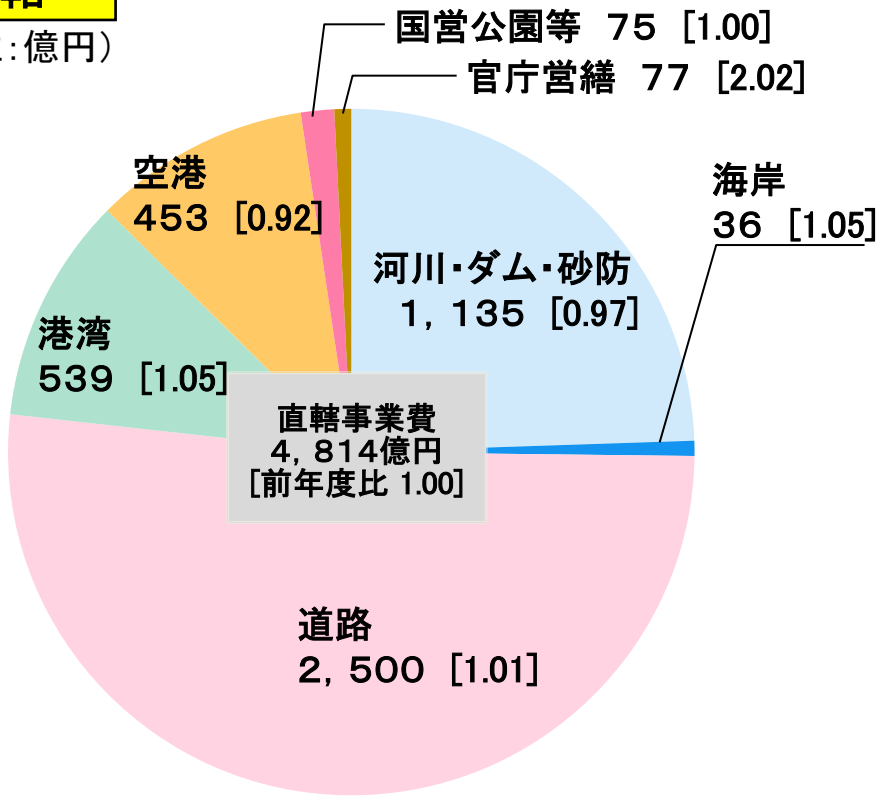


関東地方整備局の令和8年度予算

○令和8年度の当初予算は**1兆7,082億円（前年度比0.94）**。

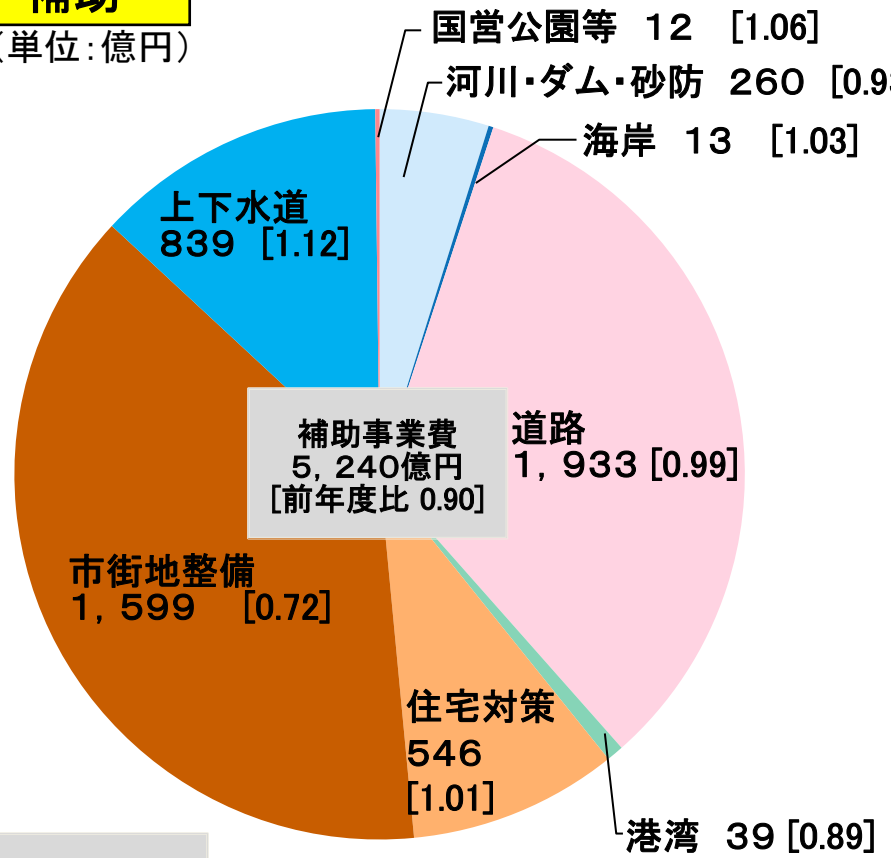
直轄

（単位：億円）



補助

（単位：億円）



社会資本総合整備事業費
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）
7，028億円
[前年度比 0.94]

※［　括弧書き　］は、対前年度比
※　計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

東京都内の主要事業　代表箇所

No.	事業名	参考資料
1	荒川下流　河川改修事業	河－26
2	江戸川　河川改修事業	河－28
3	多摩川　河川改修事業	河－36
4	荒川総合水系環境整備事業	河－31
5	沖ノ鳥島海岸維持管理事業	河－37
6	★荒川水系　石神井川　大規模特定河川事業	河－38

No.	事業名	参考資料
7	東京外かく環状道路　関越～東名	道－29
8	国道15号　品川駅西口基盤整備	道－30
9	国道16号　東京16号電線共同溝(北野町電線共同溝)	道－31
10	国道20号　東京20号共同溝(上北沢給田共同溝)	道－32
11	国道20号　八王子南バイパス	道－33
12	国道254号　東京254号交通安全対策 (池袋六ツ又陸橋交差点改良)	道－34
13	国道357号　東京湾岸道路(東京都区間)	道－35
14	東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業	港空－6
15	東京国際空港(羽田空港)整備事業	港空－7
16	沖ノ鳥島における活動拠点整備事業	港空－8
17	国営昭和記念公園	公園－1

※事業名に★がついているものは補助事業



※ 主要事業のうち代表的な事業の
おおよその位置を示したものです。

○ 直轄事業
● 補助事業

高規格道路(開通)
直轄国道(開通)
事業中(道路関係)

2. 令和9年度　国土交通省予算概算要求

令和９年度予算概算要求のポイント

国土交通省

１．国費総額

令和8年度当初
＋令和7年度補正

（１）　一般会計　　８兆７，６９４億円＋事項要求〈９兆１，３０６億円〉

（うち、『「強く豊かな日本」投資枠』　１兆５，５０８億円）

公共事業関係費		７兆６，７６１億円〈７兆３，８２４億円〉
○一般公共事業費		７兆６，３２３億円
○災害復旧等		４３８億円
非公共事業	１兆	９３３億円〈１兆７，４８２億円〉
○その他施設費		８７６億円
○行政経費	１兆	５７億円

（２）　東日本大震災復興特別会計　　３５９億円〈３５０億円〉

２．財政投融資　　２兆　　１３４億円〈１兆３，８６５億円〉

事項要求

○　下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
・第１次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費(『「強く豊かな日本」投資枠』)
・労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
・戦略産業クラスター等の形成に資するインフラ整備等の推進に必要な経費(『「強く豊かな日本」投資枠』)　等

第1次国土強靭化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日 閣議決定

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

第１章　基本的な考え方

○防災・減災、国土強靭化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）

○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）
- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）
- 地方創生の取組と国土強靭化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靭化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靭化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）
- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第２章　計画期間　令和8年度から令和12年度までの5年間

第３章　計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靭化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・個別避難計画作成 ・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	・迅速な航路啓開のための体制の整備 ・衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	・病院におけるBCPの策定 ・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	・地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第４章　推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

1　施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靭化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換　等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化　等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築　等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靭化施策の推進 ○ 国土強靭化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化　等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備　等 ➡ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靭化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2　対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（Ⅰ．防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ．ライフラインの強靭化：おおむね10.6兆円、Ⅲ．デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ．官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ．地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第５章　フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

３．関東地方整備局における2026年度の取組み等

働き方改革・担い手確保に向けた関東地方整備局の取組方針

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度は下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01 受注機会の確保

① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
② 入札・契約、総合評価の工夫
【1】 受注機会の確保
－直轄実績を持たない企業の新規参入促進≪拡充≫
－一括審査方式を積極実施
－航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入≪新規 R8.8～≫
【2】 適切な競争環境の確保
－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
－企業の工事成績の差異を適正に評価
－業務成績評点の評価区分の細分化≪新規 R8.8～≫
【3】 企業の技術者運用の柔軟化
－参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02 担い手確保の取り組み強化

① 多様な働き方の実現に向けた支援
② 安全管理推進技術者等認定制度
③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
⑤ 総合評価の工夫
－若手／女性技術者の活用に対する加点評価
－熟練技術者の活用に対する加点評価
≪新規 R8.8～≫
－WLB認定企業の加点評価の実施

03 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
② 適切な設計変更の徹底（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
③ 快適トイレの費用計上の拡充
④ 猛暑対策の強化
－猛暑期間を休工可能とする工事発注
－現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
－猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
⑤i-Construction2.0の推進
－小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
－総合評価にICT施工StageⅡを追加
≪新規 R8.8～≫

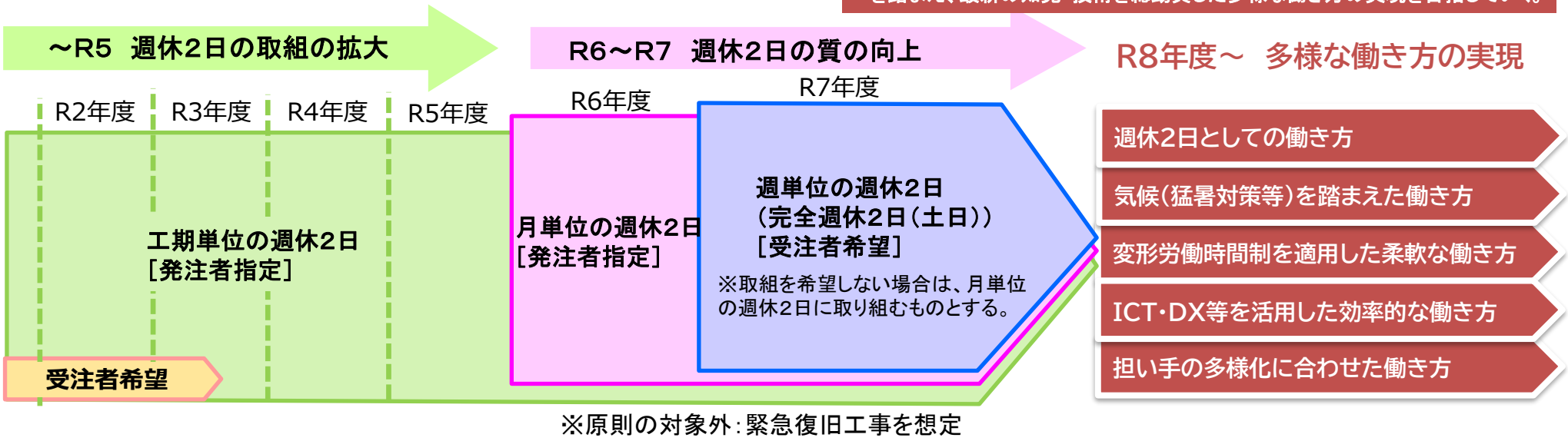
04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

①発注者協議会でのマネジメント強化
－取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
－「公共工事発注者の心得」の策定
－自治体の取組み好事例の水平展開

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

・直轄工事における試行を通じて建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
・他方、地域の実情や現場の状況等により多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

R7年度の週休２日補正係数（現場閉所）

工期単位（4週8休）	月単位	週単位（完全週休2日（土日））
補正無し	労務費：1．02 共通仮設費：1．01 現場管理費：1．02	労務費：1．02 共通仮設費：1．02 現場管理費：1．03

R8年度は週休２日制適用工事の試行完了に伴い補正係数は廃止

週休２日に係る工事成績評点（現場閉所）

R6年度	R7年度	R8年度
加点：土日を休日とする週休2日を実施した場合は加点 減点：明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点：なし 減点：明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点・減点なし （週休2日制適用工事の試行完了）

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

令和7年12月23日公表）

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- 猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- 発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- 宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- 特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- 1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- 施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- 個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- 技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- 技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- 現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- 実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- 維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- 施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- 「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- 日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- 1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

○ 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
○ より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

従　来

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6\cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9\cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定後

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を実施

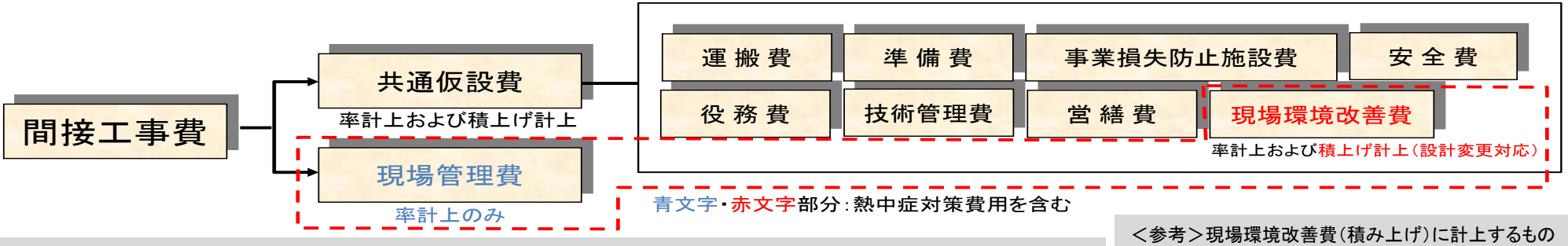
対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9\cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5\cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の**100%**を上限とする。

関東地方整備局発注工事の熱中症対策に係る積算等における運用について

国土交通省
関東地方整備局



＜参考＞現場管理費（率計上）に含むもの
労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等費用、動力・用水光熱費、公共事業労務費調査費用、雑費

＜参考＞現場環境改善費（積み上げ）に計上するもの
・熱中症対策・防寒対策に関する費用
・巨額となるなど現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用

現場管理費における熱中症対策費用（率計上）

令和元年度～

【対象費用】

主に作業員個人に対する熱中症対策費用
（例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【計上方法】

現場管理費の率計上（真夏日の日数に応じて補正（※1））

※1：現場管理費＝対象純工事費×（（現場管理費率×地域補正係数）
＋熱中症対策に資する現場管理費の補正）
熱中症対策に資する現場管理費の補正
＝真夏日率×1．2（真夏日補正係数）
真夏日率＝基準日（※2）から工期末までの真夏日（※3）÷工期（※4）

※2：受発注者協議により定める（工事着手日を基本とする）
※3：日最高気温が30度（℃）以上、またはWBGTが日最高25度（℃）以上の日（休工日は含まない）
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、またはWBGTが25度（℃）以上の日とする。
※4：工事着手日から工事完成日までの期間（休工日も含む）
ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

現場環境改善費における熱中症対策費用（積み上げ計上（設計変更対応））

令和7年度～（令和8年度～ 拡充）

【対象費用】

主に現場の施設や設備による避暑熱中症対策（・防寒対策）費用
（例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等）

【計上方法】

対策の妥当性（※5）を確認の上、現場環境改善費の積み上げ計上（※6）

※5：**対策の妥当性とは、定量的な冷却効果の評価ではなく、過度に高価な製品や過剰な数量とならないよう配慮することを指すものであり、見積書にて確認する（請求書や領収書までは求めない）。**

※6：令和8年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上額の100%を上限に**設計変更にて**積上げ計上
令和7年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、**率計上額の50%を上限**に**設計変更にて**積上げ計上
令和7年3月31日以前に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上（安全関係_避暑（熱中症予防）・防寒対策に含む）

＜留意事項＞
積み上げ計上にあたっては、共通仮設費に含まれる安全費や営繕費、現場管理費に計上される現場労働者に係る費用と重複がないことを確認すること。

【参考】関東地方整備局発注工事の熱中症対策に係る積算等における運用について

現場環境改善費における熱中症対策費用(積み上げ計上(設計変更対応))

【計上例】

＜R8基準(率計上分の100%)＞

例:道路改良工事

(工事費計:218,317千円、対象額(直接工事費(処分費等を除く)+支給品費+無償貸付機械等評価額):約117,130千円、施工地域:市街地以外)

⇒ 現場環境改善費:890千円(率計上分)

⇒ 避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額: 890千円

例:河川工事(築堤・護岸)

(工事費計:173,316千円、対象額(直接工事費(処分費等を除く)+支給品費+無償貸付機械等評価額):約94,039千円、施工地域:市街地以外)

⇒ 現場環境改善費:752千円(率計上分)

⇒ 避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額: 752千円

対象額が5億円以上で積上げ計上上限額は固定額となる。

率計上分上限額(市街地):6,900千円(率計上分)

避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額: 6,900千円

率計上分上限額(市街地以外):2,850千円(率計上分)

避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額: 2,850千円

【例示】現場環境改善費における熱中症対策費用（積み上げ計上（設計変更対応））

②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上<令和7年度基準より>

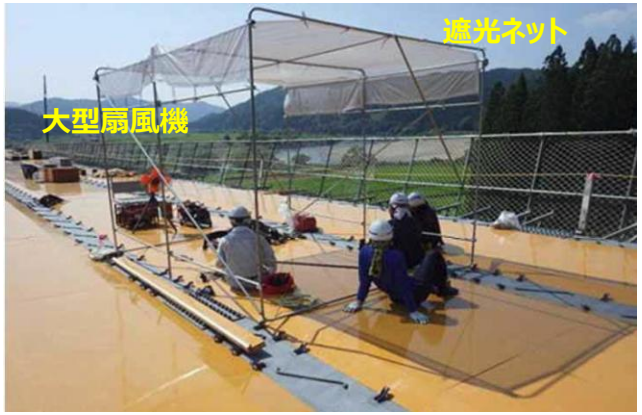
・現場環境改善に要する費用として、現場環境改善費（率）の50%を上限に積上げ計上。

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用　※R8基準より100%を上限

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
（車内にクーラーや温冷庫を設置）





現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



【例示】現場管理費における熱中症対策費用（率計上）

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>
・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。
主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンと
クーリングベルト



熱中症対策キット



猛暑期間を休工可能とする工事発注（実施中4工事）

令和8年7月30日　記者発表資料

《猛暑期間を休工可能とする試行の概要》

【本試行の目的】

本工事は、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向け、猛暑期間を休工した場合の効果や課題等を検証するための試行工事です。

猛暑期間を休工とした場合、工程調整、資機材の管理方法、技能労働者の再確保、休工期間中の経費の取扱いなどの課題が想定されることから、これらについて検討を行う必要があります。

このため、本工事では、発注者が猛暑期間をあらかじめ指定し、当該期間を避けた工期設定を行うことで、受注者が計画的に休工しやすい環境を整備します。その上で、想定される課題の解消状況や休工の効果等を検証し、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向けた基礎資料を収集することを目的としています。

【休工期間の取扱い】

○工事公告時に、あらかじめ猛暑期間を避けた工期設定（準休工期間の設定）を行い、受注者は当該期間内において任意に休工期間を設定できるものとしています。
※休工期間を設定する場合、最低２週間程度の休工を必須としています。
※猛暑対策が不要と判断できる場合には、休工期間を設定しないこともできます。

○休工期間を変更する場合は、協議を行うものとし、設計変更の対象とします。

（参考）建設工事における猛暑対策サポートパッケージおよび事例集 https://www.mlit.go.jp/about/nettyuu.html

【効果等の検証】

本試行においては、取組の効果等の検証を行うため、受注者に対し、アンケート調査を行う予定です。

《令和８年度の猛暑期間を対象としている試行工事一覧》

	①	②	③	④
事務所	宇都宮国道事務所	高崎河川国道事務所	高崎河川国道事務所	大宮国道事務所
区分	分任官	分任官	分任官	分任官
工事種別	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事
工事件名	Ｒ７小山出張所管内路面補修工事	Ｒ７国道５０号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その１工事	Ｒ７国道５０号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その２工事	Ｒ７熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事
受注者	昭和建設（株）	沼田土建（株）	岩上建設（株）	北川ヒューテック（株）
公告日 開札日	R8.1.19 R8.3.2	R8.2.6 R8.3.18	R8.2.6 R8.3.18	R8.1.30 R8.3.12
契約日 履行期間	R8.3.16 R8.12.25	R8.3.31 R9.1.8	R8.3.30 R8.12.11	R8.3.31 R9.2.24
準休工期間 （官工程）	R8.8.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31
休工期間 （実施工程）	R8.8.1 R8.8.31	R8.8.8 R8.8.30	R8.8.8 R8.8.23	R8.8.8 R8.8.23

猛暑時間の施工回避　江戸川河川事務所

国土交通省 関東地方整備局

令和8年6月30日　記者発表資料

猛暑対策サマータイムチャレンジはじめます！

江戸川河川事務所

～建設業界全体で働きやすい環境を整備し、魅力のある業界として担い手の確保を目指す～

熱中症リスクの低減および作業効率の向上、建設業界における働き方改革の推進等を目的に、事業者の協力の下、地域の理解が得られた現場において、「サマータイム導入工事」の実施　6/24時点取組工事等11件（9社）

工事名	工事種別	取組内容 ※現場条件、天候によっては変更の場合あり	会社名
江戸川水閘門改築（1期）工事	河川工事	作業時間7:30～13:30（7/13～8/7）	（株）大林組
R7・8・9江戸川上流左岸河川維持工事	河川維持	4週10休以上の導入(6/1～10/31)	松浦建設（株）
R8・9運河河川維持工事	河川維持	作業時間6:00～15:00（6/1～9/30　休憩2時間）	戸邊建設（株）
R8・9江戸川河口河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～17:00（7/1～7/31　休憩2時間）	名倉建設(株)
R7・8松戸管内河川維持工事	河川維持	作業時間7:00～16:00（7/1～7/31）	金杉建設（株）
R8三郷・吉川河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～18:00（7/1～7/31　休憩2時間）	金杉建設（株）
R7・8中川下流河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～12:00（5/7～9/30）	（株）ケイミックス
R8江戸川上流流量観測業務	測量	作業時間6:30～15:00（6/1～9/30）	国内調査測量（株）
R8江戸川下流流量観測業務	測量	作業時間6:30～15:00（6/1～9/30）	国内調査測量（株）
R8水文観測施設保守点検業務	役務	作業時間7:30～16:00（7/1～8/31、休憩時間2時間＋適宜休憩）	（株）拓和
R7江戸川河川流量観測装置設置工事	通信設備	作業時間8:00～16:00（7/1～8/28、休憩時間1時間15分＋適宜休憩）	（株）YDKテクノロジーズ



※江戸川河川事務所「猛暑対策ロゴマーク」を作成

【取組事例】

江戸川水閘門改築（Ⅰ期）工事

※熱中症の発生数が多い15時台より前に作業完了

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間			←	作業時間の前倒し				昼休憩					
取組時の作業時間					適宜こまめに休息					← 13時半作業終了			

R8・9運河河川維持工事

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間		← 作業時間の前倒						昼休憩					
取組時の作業時間						休息		昼休憩		休息	← 15時作業終了		

総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行（案）

令和8年4月28日　本省記者発表資料

令和7年12月公表の猛暑対策サポートパッケージに位置づけた「技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進」について、総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行を実施予定であり、その旨を記載。

■総合評価落札方式のタイプ

技術提案評価型S型

技術提案内容	施工上の特定の課題等に対する工夫等
評価方法	技術提案を点数評価
	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価

- **猛暑対策に関する技術提案テーマを設定、評価**
- 技術提案は下記により評価
  「具体的な方法・工夫」
  「効果（時間）等」（**定量的**指標）
- **分任官工事**等、猛暑対策の効果が大きいと想定される工事で実施
- 技術提案内容は精算時の費用計上の対象外
- 提案時に示した効果が達成できなかった場合は工事成績で減点 ※冷夏等の場合は、その限りではない

■技術提案のイメージ（定量的に評価）

○・猛暑下での施工の効率化に関する工夫
　・それにより短縮する猛暑下での施工時間

○・猛暑下での施工現場の省人化に関する工夫
　・それにより短縮する猛暑下での施工時間　等

※効果は客観的なデータに基づくものとし、その算出根拠が提示されない場合は評価しない

猛暑下での省人化の工夫イメージ



遠隔化により猛暑下での施工時間を短縮

施工時間短縮イメージ



猛暑対策の強化　猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）

令和8年8月17日　記者発表資料

猛暑対策の取組を評価する試行工事を発注します。

～関東地方整備局で初めて猛暑対策の技術提案を求めます～

関東地方整備局発注の「Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事」において、関東地方整備局で初めて技術提案評価型Ｓ型で猛暑対策に資する技術提案テーマを設定し、競争参加者から、施工方法・施工計画の工夫による猛暑下での作業人員の縮減に関する技術提案を求めて評価する試行を実施します。

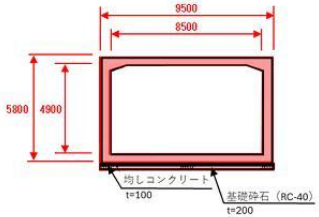
試行工事の概要

・工 事 名：Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事
・入札方式：一般競争入札方式　技術提案評価Ｓ型（ＷＴＯ）施工体制確認型
・工事種別：一般土木（経営事項評価点数 1200 点以上）
・工事場所：東京都江戸川区篠崎地先
・工　　期：契約締結の翌日から令和 11 年 2 月 28 日
・工事概要：ボックスカルバート工　L=約 250m

位置図



横断面



現地状況



公告：R8.8.17　　開札：R8.11.20

総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行概要（技術提案の評価のポイント）

○評価項目

本工事（Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事）の施工にあたっては、現場打ちによるボックスカルバート施工をするものです。

２ケ年に渡って猛暑期間（７月～８月）での施工が生じることが見込まれるため、猛暑下での作業に対して現場作業人員の縮減対策の実施が必要となります。

以上のことから、カルバート工に関する**「猛暑期間での施工の効率化・省人化に関する工夫による作業員の猛暑下での作業人員の縮減に関する施工計画」**を評価項目として求めるものです。

なお、施工時間の変更、勤務日数の変更、変形労働時間制の活用による労働時間配分等は提案の対象外とします。

○評価基準

猛暑期間(７月～８月)に縮減可能な作業員の屋外作業人数の縮減率※により評価します。

提案を実施しない場合の作業員の屋外作業人数も明示するものとし、提案による効果との比較が行えるようにすることとします。

提案による効果は客観的なデータに基づくものとし、算出根拠が提示されない場合は評価しません。

○評価方法

評価方法は、縮減率※により評価する数値方式とし、提出された提案のうち効果が最大の提案を満点（３０点）とし、最低限の要求要件を満たす効果の数値を８点として評価します。

その他の競争参加者が提案した効果に応じて、それぞれの数値に応じ按分し評価し、最低限の要求要件に満たない提案は加点評価しません。

なお、最低限の要求要件は、縮減率※５％とします。

○その他

落札者が技術提案で記載した提案内容は、精算時の費用計上の対象外となります。

※縮減率：「提案を実施しない場合の作業人数」の総計人数と、提案による「縮減される人数」の総計人数の割合。
総計人数とは、カルバート工に関する猛暑期間（R9・R10 の７～８月の４カ月間）の屋外作業人数。

熱中症特設サイトをリニューアル

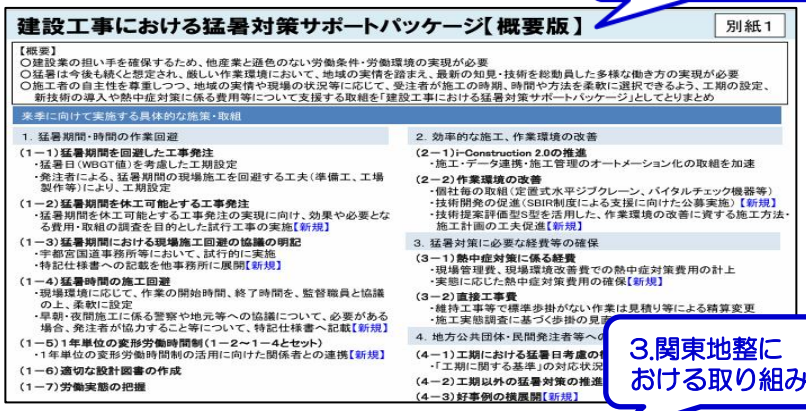
○この夏の猛暑も一層厳しさを増してきそうな7月13日に、関東地整のHP「熱中症特設サイト」をリニューアル。
○熱中症対策等の情報について、スマホでも確認しやすい項目立てや構成にしております。
○今後も引き続き、関係法令、関東地整の各現場の取組や対策事例など最新の情報を適宜更新していきます。



出典：環境省「熱中症予防行動ポスター」



1.熱中症対策の基礎知識



3.関東地整における取り組み



3.関東地整における取り組み

■熟練技術者の活用に対する加点評価

令和8年8月1日以降の公告案件より適用予定《新規》

工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価。

■熟練技術者の活用■

【評価項目・基準・方法】

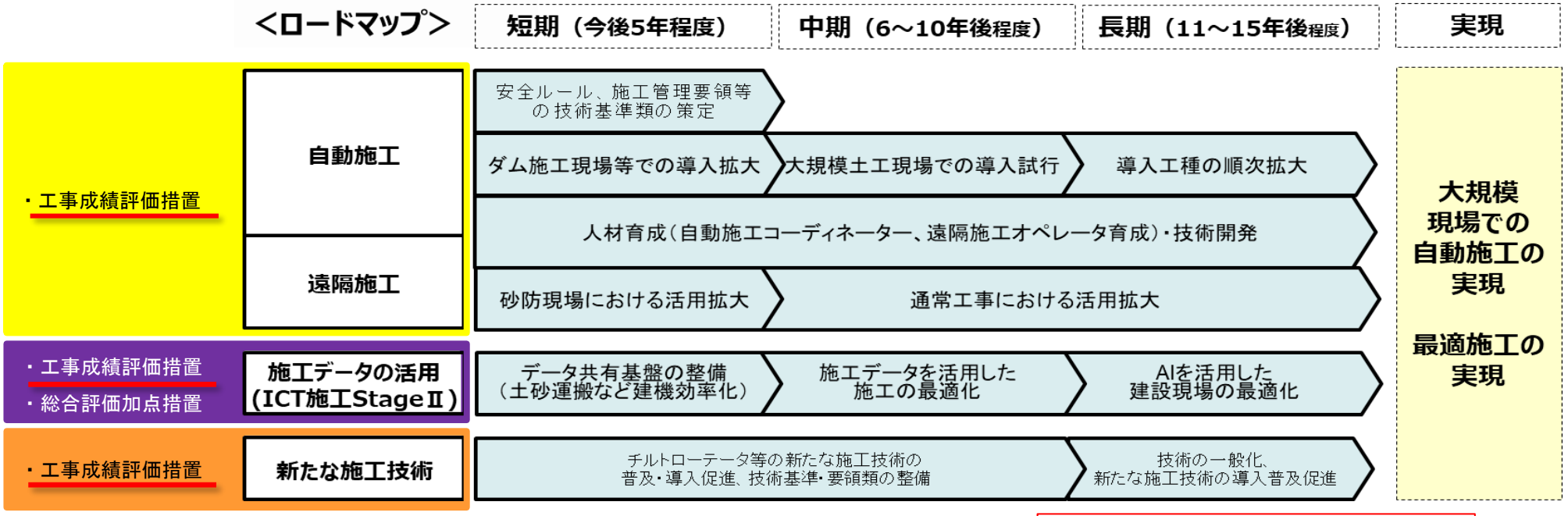
当該評価項目を適用できる総合評価方式	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
当該評価項目を適用する工事種別	全ての工種
評価対象工事種別	―
評価対象機関	―
評価対象期間	―

分類	評価項目	評価内容	評価基準
自由設定項目	熟練技術者の活用	主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、**年齢５５歳以上**の**監理技術者経験者**を活用する場合に評価する	活用する：1点
			活用しない：0点

〇熟練技術者の途中交代を可能とする（ただし、同等以上の技術者を配置すること）。
〇加点を受けたにも関わらず、受注者の責により活用しなかった場合、成績評定を３点減ずる。

総合評価にICT施工StageⅡを追加

「i-Construction2.0」施工のオートメーション化の推進を目的とし、ロードマップに示されている項目について、対象となる技術を工事で活用する際に、工事成績評価時または総合評価時※に評価措置を行う。※令和8年8月1日以降公告工事に設定可能



措置状況（2025年度(R7年度)～）

［関東独自］ 工事成績評価措置

	2025年度(R7度年度)	2026年度(R8年度)
自動施工 遠隔施工	工事成績評価措置（R7実施工事対象）	工事成績評価措置（R8実施工事対象）
施工データの活用 （ICT施工StageⅡ）	工事成績評価措置（R7実施工事対象）	工事成績評価措置（R8実施工事対象） **総合評価（８月～）**
新たな施工技術 （チルトローテータ等）		**工事成績評価措置（R8実施工事対象）追加**

中東情勢を踏まえた単品スライド条項の適切な運用について

- 国土交通省不動産・建設経済局長より、中東情勢の影響でエネルギーコストや原材料費が高騰し、企業の収益悪化が懸念されることから、取引価格を適切に反映した請負代金の設定や実態を踏まえた適切な工期の確保などの措置を講じるよう公共工事発注機関に対して要請
- 受注者の不安の解消に向けて、スライド条項の適切な運用等について、関東地方整備局では工事発注事務所及び受注者に対し説明会を実施。引き続き、受注者からの協議の申出等があった場合、適切に丁寧な対応を図る

「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」令和4 年7 月に改正された内容について、再度、事務所及び建設業団体(加盟各社)へWEB説明

説明会実施状況

4/23(木)10:30～11:30
工事発注事務所へのWEB説明会

約100名参加

4/28(火)13:30～14:30
建設業団体(加盟各社)へのWEB説明会

約660名、289団体参加

※参加できなかった方向けに録画データを別途共有

単品スライド条項通知の改定概要について(R4.6.17付け課長通知)

国土交通省

《令和4年6月以前の運用ルール》

○工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。

《令和4年6月以前の運用ルールに加えて追加する新たな運用ルール》

① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。

② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。

③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

（参考）直轄工事におけるスライド条項について

価格変動が・・・

●通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

●通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド（第１～４項）	単品スライド（第５項）	インフレスライド（第６項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の１．５%	対象工事費の１．０% （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０% （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１%」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能
	令和6年度適用件数【関東地整】	適用件数　２件	適用件数　７件	適用件数　１２７件

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

国土交通省

令和8年6月16日　本省記者発表資料

○ 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
○ 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



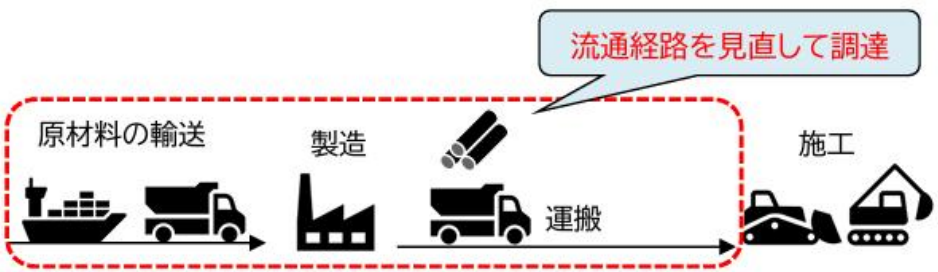
設計変更（ケース①）

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



設計変更（ケース②）

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格（運搬費も考慮）で設計変更



設計変更（ケース③）

設計図書どおりの資材を調達
（ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格）
→ 実際の調達価格で設計変更



直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について

国土交通省

令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

○ 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。

○ これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（以下、「入契法」といいます。）第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。

○ ただし、**当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費**について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

○ **上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。**

（工事費内訳書（土木工事）への記載イメージ）

費　目	工　種	種　別	細　別	規　格	単位	員　数	単価	金　額

（直接工事費のうち、材料費　＊＊＊＊（一部のみ計上）　円）
（直接工事費のうち、労務費　算出不能　円）
（現場管理費のうち、法定福利費　＊＊＊＊円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金　＊＊＊＊円）
（工事原価のうち、　安全衛生経費　＊＊＊＊円）

○「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
○ すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和8年度　建設業協会との意見交換会

整備局資料－２

建設産業行政の最近の動き

令和８年１０月

国土交通省関東地方整備局建政部

第三次・担い手３法について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

	賃金		労働時間	
建設業※	432万円/年	（▲15.0%）	2,018時間/年	（＋3.1%）
全産業	508万円/年		1,956時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
［H9］ 685万人（10.4%）⇒［R5］483万人（7.2%）
出典： 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善　賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止　資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上　労働時間の適正化 現場管理の効率化

→ 担い手の確保 → 持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：令和６年施行済

１．労働者の処遇改善

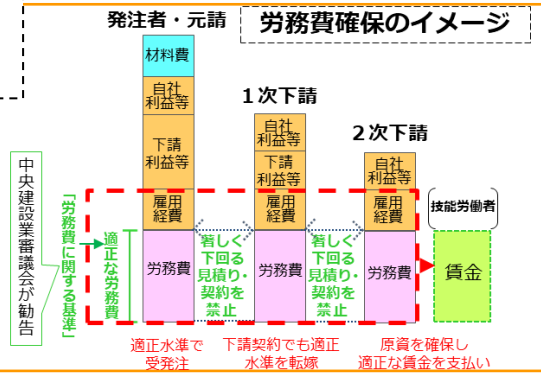
○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡国は、取組状況を調査･公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成･勧告

令和６年施行により中建審に作成権限が付与
→令和７年12月２日に作成され、実施が勧告された

○適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告･公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



２．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

３．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）
➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

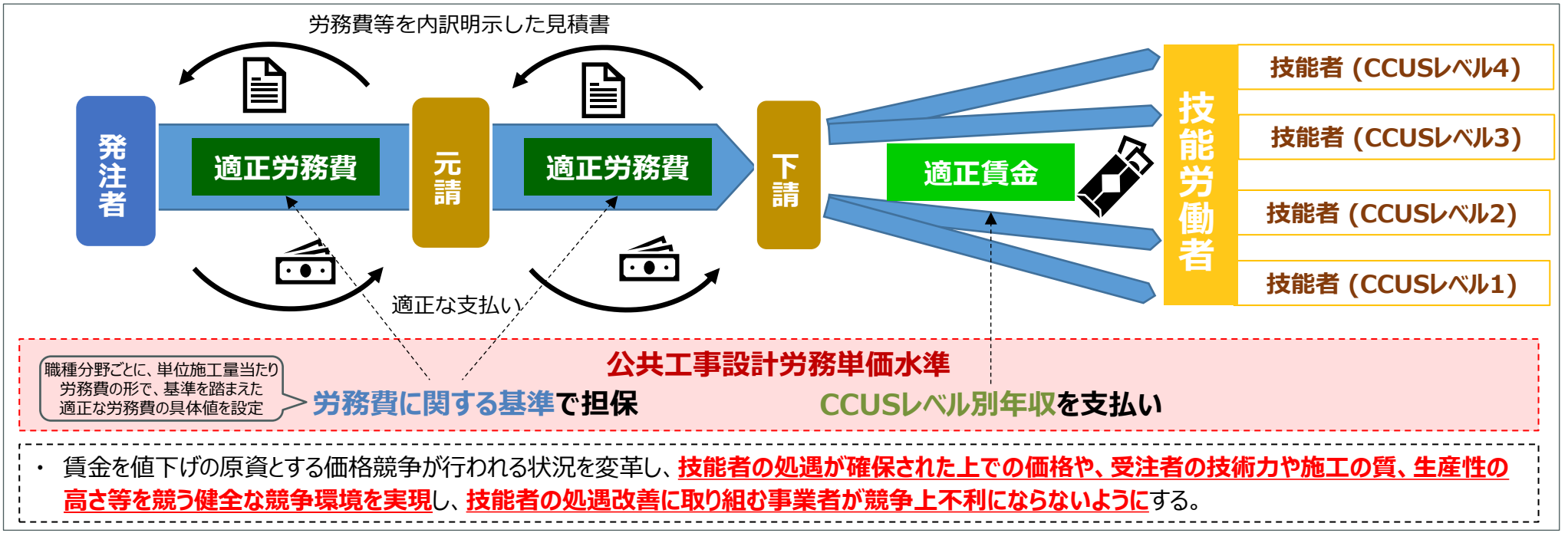


2

労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ

国土交通省

「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



・ 賃金を値下げの原資とする価格競争が行われる状況を変革し、**技能者の処遇が確保された上での価格や、受注者の技術力や施工の質、生産性の高さ等を競う健全な競争環境を実現**し、**技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないように**する。

実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度(※)**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定　等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- 契約当事者による**コミットメント制度(※)の活用**を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認　等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施
- 総労働時間を把握するための取組の実施　等

38

労務費に関する基準の基本的考え方

国土交通省

➢ 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

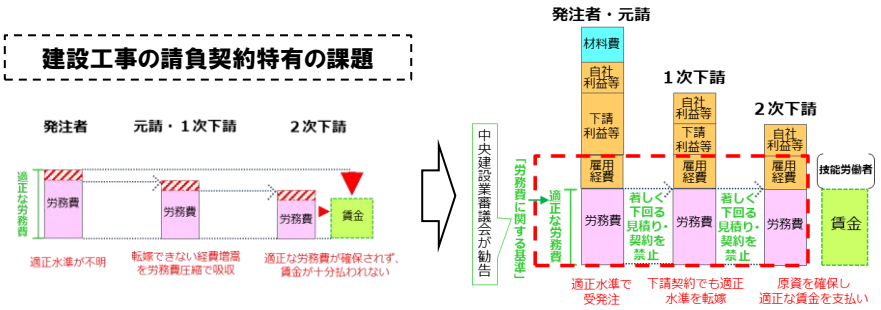
・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、**「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観**として作成。

・個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時**（公共工事であれば入札時）**に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。

・本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。

・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、**「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
（高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。）

通常必要と認められる労務費
＝適正な労務費

＝ 設計労務単価 × 労働時間
＝ 設計労務単価 × 歩掛 × 数量

○**労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しない**こと、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。

○**個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

令和8年度 『労務費に関する基準』に係る取組

■ 全面施行後、最初の年度であり、労務費に関する基準の定着・徹底のための取組を強力に推進していく。
① まずは、労務費等を内訳明示した見積書の商習慣化、「職人いきいき宣言」の拡大、コミットメント制度の普及促進、CCUSレベル別年収や労務費の基準値の普及促進を行う。
② 加えて、新規に実施するフォローアップ調査を講じるほか、建設Gメンによる調査等を通じた法令遵守に向けた対応を実施。

■ これにより、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを実現する。

実効性確保策の継続・推進

労務費等を内訳明示した見積書の商慣行化	技能者を大切にする企業の自主宣言制度	コミットメント制度の導入	CCUSレベル別年収の支払い
• 書き方ガイドの活用、事業者による見積書作成や団体による「標準見積書」の作成の促進。	• R8.7.1より経営事項審査の加点項目となることも踏まえ、宣言企業の拡大に向け周知徹底を図る。	• 標準約款等の周知普及などにより、活用促進を図る。	• 活用に向けた更新・周知を行う。 • 加えて、「賃金情報提供システム※」の試行運用を実施、本格導入に向けた検討を行う。 ※CCUSレベル別年収（標準値）を下回る場合について重点的に確認。

新規的な取組

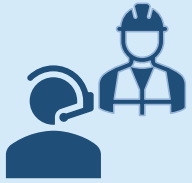
ＦＵ調査



- ✓ 新たな商習慣がどの程度定着しているか、労務費の行き渡りボトルネックはどこか、CCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、フォローアップ調査を実施。
- ✓ まずは一部の業種・工事を対象に調査を実施し、次年度以降の取組継続、必要な措置について検討を進めていく。

法令遵守の対応

取引適正化



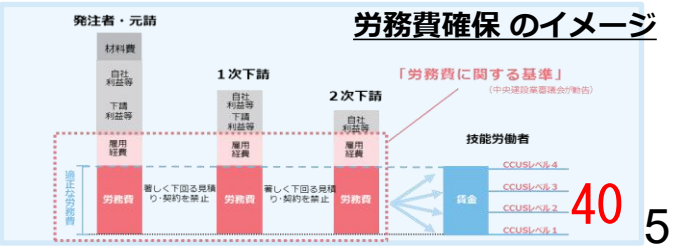
- ✓ １月に公表した取引事例集について、周知徹底を図りつつ、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。
- ✓ 中小企業庁や厚生労働省等の関係省庁の連携の継続や、情報共有等のあり方について検討を進める。

官民連携で実効性を確保



➢ これらの取組の継続・推進に加え、あらゆる機会を捉えてサプライチェーン全体での制度理解に向けた周知徹底を図り、官民連携による実効性確保策の推進を図っていく。

労務費確保 のイメージ



建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

国土交通省

■ 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた３か年計画」（R6.7）において、**改正建設業法に基づく取組とCCUS を活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

■ この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。

■ 宣言企業は、令和８年７月１日以降の経営事項審査の申請において、加点。



■ 参加の流れ

1.立場選択：①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2.項目検討：必須項目、任意項目について対応検討
3.申請　　：１．２．を以て国交省に申請
4.公表　　：国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、
- 国交省HPで公開される
- シンボルマークの使用が可能となる
- 経営事項審査における加点等のインセンティブ

✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

		元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと　等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
必須	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと　等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
必須	宣言企業との取引優先	**取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。**		
任意	その他	例）・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと　等		

■ 宣言状況（2026年9月末現在）　計： 6,935社

経営事項審査の改正について

国土交通省

令和8年7月1日以降の申請で適用

■ 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」（新設）

■ 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況を評価することとした。

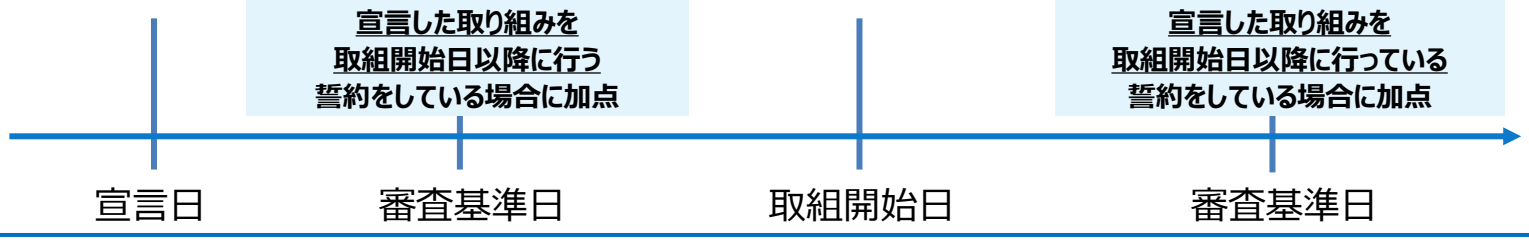
■ あわせて、「W1-10　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

・審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

・自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		－	5点（新設）

建設業法令遵守の対応
（建設業法令遵守推進本部、建設Gメン）

「労務費に関する基準」に関連した建設業法令遵守の対応

国土交通省

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、元請下請間および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

① 単価を見直さない据え置き	④ 相見積等を基にした指値
② 一律一定比率等の減額	⑤ 取引関係維持等を意図した減額
③ 予算額を前提とした指値	⑥ 工事条件を考慮しない価格設定

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違反情報の提供を行いやすい環境を整えた。





建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）

中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10 社以上の中小受託事業者から主要な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したもの。

厚生労働省との連携

建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会などの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

令和7年度「建設業法令遵守推進本部」の活動における建設Gメンの調査状況等

国土交通省

■ 建設Ｇメンが駆け込みホットラインや下請取引等実態調査などの端緒情報をもとに、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがある不適正な取引に関して、具体的な情報が得られた事案を中心に、事実関係の確認等のために1,318件・1,152事業者に対して調査等を実施、うち不正行為やそのおそれが確認された768事業者に対して指導、助言等を実施。

■ 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：641件、契約書記載不備等：516件、価格転嫁（金額変更に関する定めの不備等）：193件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

端緒情報：駆け込みホットライン等　3,558件
下請取引等実態調査（※）　612件

※ 下請取引等実態調査の結果のうち、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれのあるような不適正な取引に関する具体的な情報について、事実確認のための調査対象として抽出

事実関係の確認・調査：1,318件（1,152事業者）

└端緒情報の確認のための調査(報告聴取・立入検査含む)

└発注者：３４社　元請：６７９社　下請：４３９社

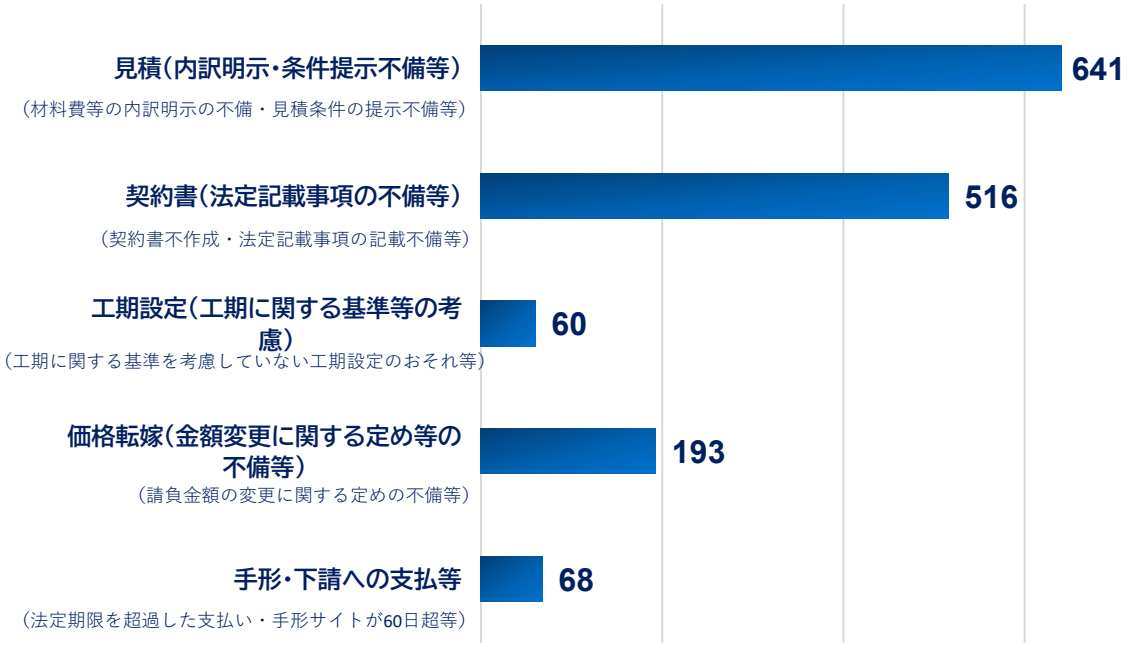
指導・助言等：768事業者

└不適正取引又はそのおそれが確認された社に対して実施

└元請：４７１社　下請：２９７社

2.主な指導等の内訳

※１社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

令和８年６月

関東地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について
～令和７年度活動結果及び令和８年度における活動方針～

関東地方整備局では、平成１９年４月に建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、元請人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところです。
今般、令和７年度の推進本部の活動結果及び令和８年度における活動方針についてお知らせします。

１．建設Gメンの実地調査

- 元請企業、下請企業を対象として１３９社に対して、直近事業年度に完成した工事における注文者及び下請との取引状況について調査を実施
- 第三次・担い手３法の改正を踏まえ、労務費見積（著しく低い労務費見積提出及び変更依頼の禁止）、工期設定（受発注者間における工期ダンピングの禁止）、価格転嫁（契約変更条項の明記など）が主な確認事項

	確認された事象	原因	指摘事項
労務費見積	• 見積書において、**労務費などの内訳が明示されていない** • 民間工事では、労務費の見積もりにおいて公共工事設計労務単価などの**最新の市場単価が参照されていない**	• 標準見積書など内訳明示された見積書を活用することが定着していない • 民間工事であることから、最新の市場価格となり得る公共工事設計労務単価などが参照されていない	• **標準見積書を活用**して、**労務費や材料費について内訳明示**を行うこと • 労務費の基準は**公共工事設計労務単価**を元に作成が進められていることを踏まえ、**労務費見積にあたっては同単価を参照**すること
工期設定	• 工期に関する基準と照らし合わせて、**同基準を踏まえた工期設定となっていることの確認が行われていない** • 見積依頼書において、**４週８休や猛暑日の考慮が条件明示されていない** • 現場に従事する**作業員が時間外労働規制を超えるような労働時間となっている**	• 工期に関する基準が参照されておらず、工事ごとに基準へ適合していることを確認する考え方が定着していない • ４週８休や猛暑日の考慮を受注者側の判断に委ねている • 設計や前工事の遅れなど、受注者側に責がない場合でも工期延長が協議されていない	• 工期に関する基準を踏まえた工期設定がされていることを確認できる**チェックリストなどの活用**を行うこと • 見積依頼書に、**４週８休等を前提とした条件明示**を行うこと • 労働基準法を遵守して、**時間外労働規制に抵触しないような工期設定**を行うこと
価格転嫁	• **契約書に変更契約に関する条項の記載がない** • 物価変動等による**諸費用の上昇分についての変更契約条項が無い** • 注文者と受注者の間で、**価格協議の交渉過程の記録作成や書類保管がされていない**	• 建設工事標準請負契約約款が活用されていない • 協議や交渉記録を作成、保管する習慣が定着していない	• **建設工事標準請負契約約款を活用**し、変更契約条項を明記すること • 協議過程でやり取りのあった見積書等の**交渉記録の保管**などに努めること

令和8年度建設業法令遵守推進本部の活動方針の全体概要

国土交通省

- 建設業遵守推進本部は、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、「①建設業者の法令違反情報等の収集」、「②報告徴収及び立入検査の実施」、「③関係機関との連絡調整」を主な任務として、平成19年に地方整備局等に設置。
- 建設Gメンは推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進することを最重要目的として、請負契約に関する調査及び指導等を中心に活動を展開

建設業法令遵守推進本部の任務

① 法令違反疑義情報の収集



駆け込みホットライン等の相談窓口において、建設業法違反の疑義情報を収集

② 報告徴収及び立入検査の実施



法令違反の疑義のある事業者に対して、報告徴収や立入検査を機動的に実施

③ 関係機関との連携



都道府県の建設業許可部局、厚生労働省、公正取引委員会などと連携した取り組みを推進

建設Gメン

最重要目的 建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進

見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査
（労務費や工期設定などを確認）

不適正な取引行為に対する改善指導

建設業取引適正化推進期間の取組

国土交通省
関東地方整備局

建設業取引適正化推進期間

- 建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところ。
- しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。
- このため、毎年１０・１１・１２月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化を推進すべく、幅広く重点的に法令遵守に関する活動に取り組んでいる。

建設業法令遵守推進本部の取組　（令和７年度の取組）

○期　間　令和７年１０月１日～１２月３１日
○主　催　国土交通省 及び 都道府県
○協　賛　公益財団法人 建設業適正取引推進機構
○主な実施内容（関東地方整備局）

（1）建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動
・ポスター掲示（関東地方整備局管内(５４事務所＋本局)、１都８県建設部局、各都県業界団体(７６団体)）
・ホームページ等を通じた広報（関東地方整備局ＨＰ、Ｘ(旧Twitter)毎週投稿、他機関YouTubeチャンネルへリンク）

（2）建設企業等を対象とした講習会の開催
・関東地方整備局ｗｅｂ講習会　（オンデマンド配信）
・管内都県での講習会等での説明（東京建設業協会（R7.11.14、web開催）、山梨県/山梨県建設業協会/山梨県建設産業団体連合会（R7.11.18、山梨県地場産業センター）、長野県/長野県建設業協会（配信時期10月下旬～12月下旬、web配信））

（3）建設Gメンによる調査等の実施
・大臣・知事許可含めた調査
・大臣許可業者への立入検査
・都県許可業者への合同立入検査

建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動など



【駆け込みホットライン】

【ポスターの掲示】




【Ｗｅｂ講習会(オンデマンド配信)】※R6年度

【ＳＮＳによる情報発信】※R6年度



建設キャリアアップシステム

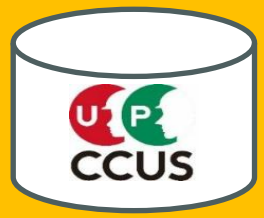
建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

国土交通省

■ CCUSを取り巻く環境は、１． 第３次・担い手三法の施行、２． 育成就労制度の導入、３． 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。

■ CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム（CCUS）







１．第３次・担い手三法の施行

○ 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

○「目標値」と「標準値」の２つの水準の値を設定
○「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
○「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

○ **CCUS活用**が必須項目の１つ
○ 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
○ 自主宣言を行うことで経審において加点



２．育成就労制度の導入

○ 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
○ 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
○ 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

３．建退共制度の見直し

○ 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
○ 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

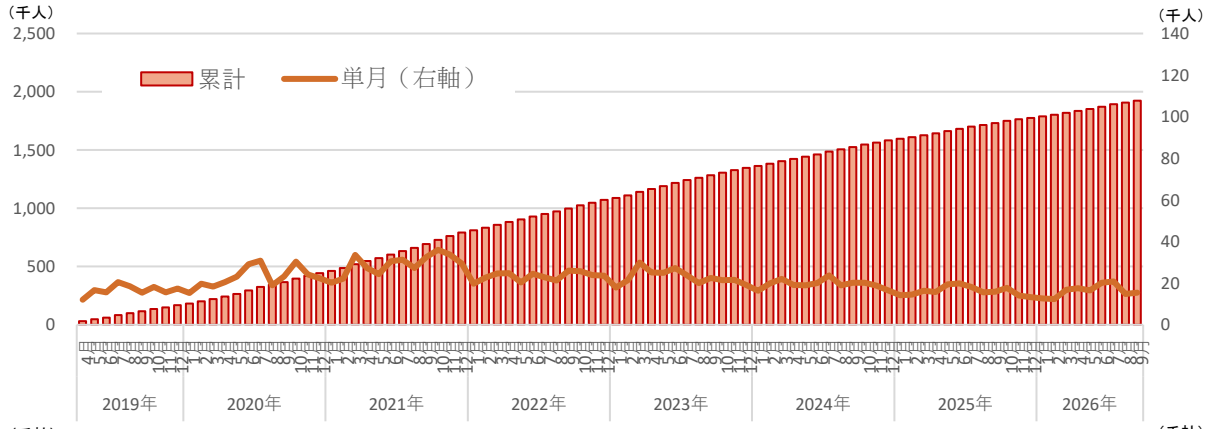
建設キャリアアップシステムの利用状況（2026年9月末）

国土交通省

技能者の登録数

192万人が登録

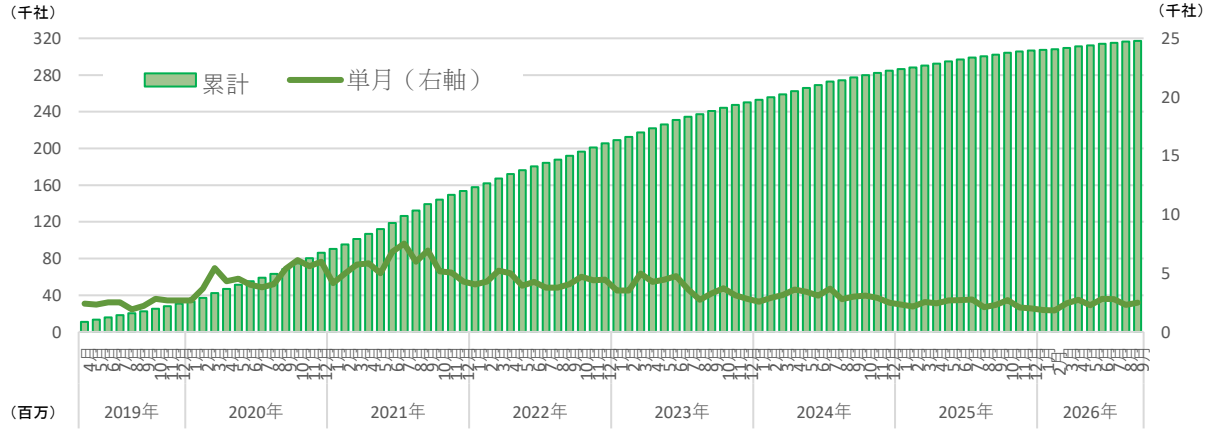
※労働力調査（R7）における建設業技能者数：296万人



事業者の登録数

31.7万社が登録

※うち一人親方は11.0万社

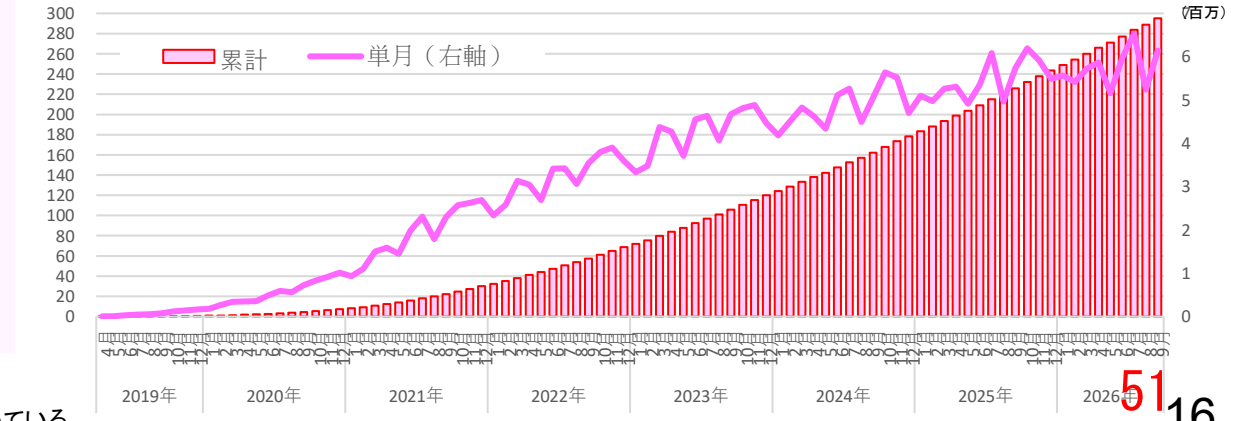


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数　29,500万突破

※9月は614万履歴を蓄積



出所：建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

「関東地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（令和8年2月19日 web開催）

国土交通省
関東地方整備局

国土交通本省において設置された建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会における取組方針等を踏まえて、関東地方※における行政、建設企業その他建設業に関わる者により**「関東地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」**を設置し、令和7年度は2月に開催しました。

※「関東地方」：関東地整管内の「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県」

構成団体等（合計１３６団体）

建設業者団体　94団体
各都県建設業協会、各都県の建設専門工事業者団体、関東地方整備局管轄内を統括する建設業者団体支部

建設業に関係する団体　20機関
全国建設労働組合総連合、（一財）建設業振興基金、各都県社会保険労務士会、各都県行政書士会

行政関係機関等　22機関
各都県労働部局、各都県建設業許可部局、日本年金機構

★ 令和6年度より関東管内の1都8県の各商工会議所連合会がオブザーバー参加
令和7年度は、さらに各商工会連合会、経営者協会、中小企業団体中央会もオブザーバー参加

令和8年2月19日にオンラインにて協議会を開催しました

以下の次第項目について、現状や最新の取り組み状況の情報共有及び意見交換を実施

（1）関東地方整備局の取組み　＜関東地方整備局 建政部 建設産業第一課＞

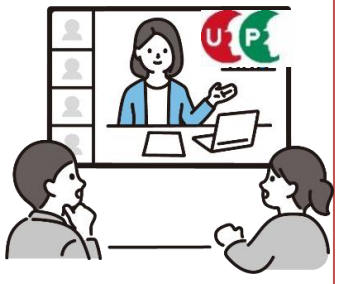
（2）「労務費に関する基準」について　＜国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課＞

（3）建設キャリアアップシステムの現状と関連施策について　＜国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課＞

（4）建設キャリアアップシステムを、運用・活用していただくために　＜（一財）建設業振興基金＞

（5）建退共の電子ポイント方式について　＜独立行政法人 勤労者退職金共済機構＞

（6）各構成員の取り組み状況　（7）意見交換、等



協議会資料は関東地方整備局のホームページに掲載

担い手確保に向けた取組み
（週休２日の推進、魅力発信）

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和２年７月作成）。
- 令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年３月に同基準を改定。

第１章　総論

（1）背景
（2）建設工事の特徴
（3）**建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
（4）本基準の趣旨
（5）適用範囲
（6）**工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。
※下請契約における注文者も同じ

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（1）**自然要因**
（2）**休日・法定外労働時間**
（3）イベント
（4）制約条件
（5）契約方式
（6）関係者との調整
（7）行政への申請
（8）**労働・安全衛生**
（9）工期変更
（10）その他

・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。
・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第３章　工程別に考慮すべき事項

（1）**準備**　（2）施工　（3）後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第４章　分野別に考慮すべき事項

（1）住宅・不動産　（2）鉄道　（3）電力　（4）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

第６章　その他

（1）著しく短い工期と疑われる場合の対応
（2）**建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
（3）基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

令和8年度入札契約適正化キャラバン 市区町村の入札契約適正化に向けた地方整備局等による働きかけ

入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

○各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている**市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施**（全国10ブロック、地方整備局等単位）。

○令和８年度は**ダンピング対策・週休２日工事の実施**などを重点テーマに**約190団体**に対して実施（令和８年４月～）。
○**中東情勢の変化**を踏まえ、**資材価格の高騰等を踏まえた適正な価格転嫁**を重点テーマに追加（**令和８年６月～**）

●令和８年度　キャラバン実施概要

目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている**市区町村への働きかけの加速化**

重点項目

- **ダンピング対策**
- **週休２日工事の実施**
- **中東情勢を踏まえた価格転嫁の徹底、公共工事への影響のヒアリング**
- **地域の特性に応じた項目（地整等において独自に実施）**

実施内容

市区町村を直接訪問するなどにより、令和８年度の重点項目２点を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の猛暑対策サポートパッケージや平準化事例集、独自歩掛事例集等についても情報提供を実施。

実施主体

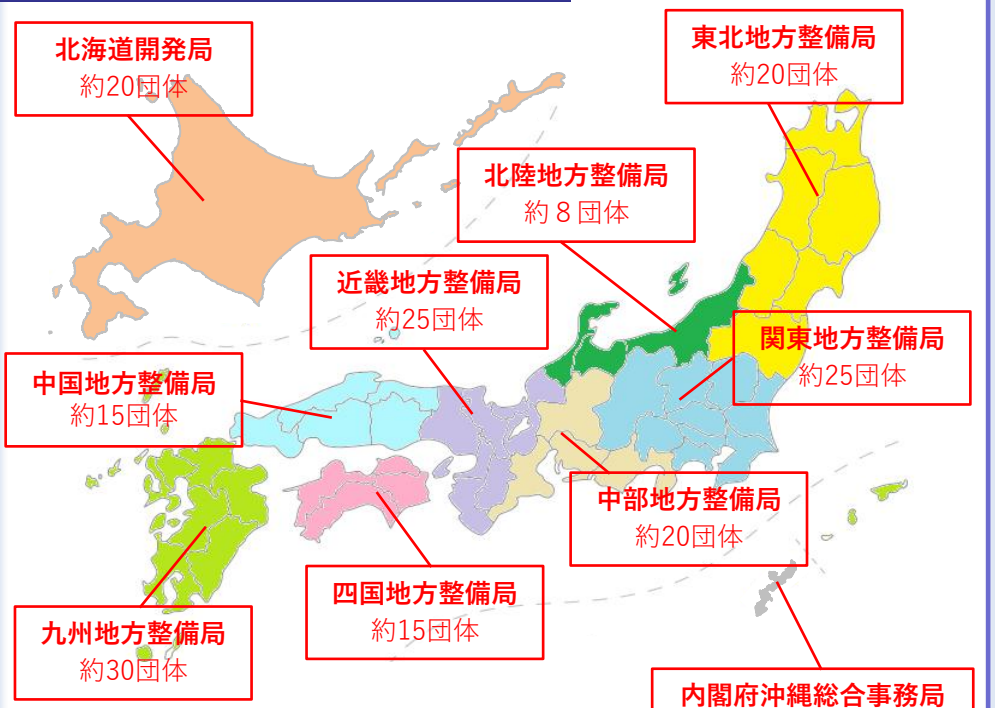
各地方整備局等建政部　入札契約適正化担当者

対象自治体

全国計　約190団体＊（ブロック別内訳は右図参照）

＊ダンピング対策：調査基準価格・最低制限価格制度のいずれかについて未導入もしくは設定水準が適切でない市区町村を中心として選定。
＊週休２日工事の実施：令和８年３月時点において週休２日工事未実施の市区町村を中心として選定。

●令和８年度　キャラバン実施地域



＊上記実施団体数は、重点項目２項目について選定した延べ団体数である。

個別対話型の働きかけを通じ、入札契約の適正化を目指す。

週休２日推進のための働きかけ

令和７年度における週休２日推進のための働きかけは以下に示すとおり。
地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安心安全や経済成長を将来に渡って担うことができるよう、都県政令市及び業界団体と連携して官民一体となった担い手確保の取組みを推進していく。

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休２日の推進のための取組み

【民間発注者団体への個別訪問による働きかけ】

令和７年10月から12月にかけて各都県の民間発注者団体を個別に訪問し、週休２日や適正な工期確保に向けた働きかけを実施。
内容について各団体ＨＰやメルマガ等で会員へ周知いただいた。

- 茨城県経営者協会　12月15日
- 茨城県商工会議所連合会　12月15日
- 茨城県中小企業団体中央会　12月15日
- 茨城県商工会連合会　12月15日

- 栃木県経営者協会　11月26日
- 栃木県商工会議所連合会　11月26日
- 栃木県中小企業団体中央会　11月26日
- 栃木県商工会連合会　11月11日

- 群馬県経営者協会　11月11日
- 群馬県商工会議所連合会　11月18日
- 群馬県中小企業団体中央会　11月18日
- 群馬県商工会連合会　11月18日

- 埼玉県経営者協会　10月24日
- 埼玉県商工会議所連合会　10月24日
- 埼玉県中小企業団体中央会　10月24日
- 埼玉県商工会連合会　10月24日

- 千葉県経営者協会　12月8日
- 千葉県商工会議所連合会　12月8日
- 千葉県中小企業団体中央会　12月8日
- 千葉県商工会連合会　12月8日

- 東京経営者協会　―
- 東京商工会議所　12月25日
- 東京都中小企業団体中央会　12月17日
- 東京都商工会連合会　12月24日

- 神奈川県経営者協会　11月26日
- 神奈川県商工会議所連合会　11月26日
- 神奈川県中小企業団体中央会　11月26日
- 神奈川県商工会連合会　11月26日

- 山梨県経営者協会　12月2日
- 甲府商工会議所　12月2日
- 山梨県中小企業団体中央会　10月27日
- 山梨県商工会連合会　10月27日

- 長野県経営者協会　12月12日
- 長野県商工会議所連合会　12月1日
- 長野県中小企業団体中央会　12月1日
- 長野県商工会連合会　12月1日

【東京商工会議所　ＨＰ】



【埼玉県中小企業団体中央会　ＨＰ】



【補助金・交付金担当者を通じた働きかけ】

週休２日及び適正工期の実現に向けた取り組みに関する協力依頼文書、リーフレット及びチラシを各都県政令市の補助金・交付金担当者宛（都市局・住宅局所管）に送付し、交付決定を受けた事業者に対する働きかけを依頼。
併せて、9月から11月にかけて実施された都県政令市の補助金完了検査時において働きかけを実施。

働き方改革を推進するための国土交通省と厚生労働省の連携【関東管内】

国土交通省
関東地方整備局

関東地方整備局では、令和６年４月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和８年度も継続して実施。

厚生労働省の取り組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和５年度より、１都８県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和８年度においても継続して実施。引き続き、特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【Ｒ8年度の各地の開催実績】

※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

☆東京	R8.5.21	☆千葉	R8.6.12	茨城	R8.6.16	☆栃木	R8.6.16	☆群馬	R8.6.16
☆山梨	R8.6.18	☆埼玉	R8.6.24	☆神奈川	R8.6.26	☆長野	R8.6.30		

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和8年度も「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供。

③ 管内労働局との連名文書の発出

- 各都県内市区町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書を発出

【連名文書発出状況】

※ 栃木は建設業関係労働時間削減推進協議会名で文書発出予定

茨城	調整中	栃木	ー	群馬	調整中	埼玉	調整中	千葉	R8.10.20
東京	R8.10.9	神奈川	調整中	山梨	R8.10.16	長野	R8.10.22		

協会資料－２

令和８年９月

学生向け建設業魅力発見パンフレット『Discover!（ディスカバー）』の発行
特設サイト「みんなの建設業★ナビゲーション」の開設について

1. 目　　的

若年層（高校生・専門学校生・大学生等）に対し、建設業の仕事内容、魅力、および将来のキャリアパスを効果的に訴求し、業界に対する関心の喚起および将来的な人材確保・入職促進を図る。

2. 概　　要

◆学生向け魅力発見パンフレット『Discover!』　※別添

内容：若手からベテランまでの社員インタビューを通じ、建設業の仕事やキャリアパスをわかりやすく紹介

特徴：親しみやすい誌面構成とし、各ページに特設サイトへの誘導 QR コードを配置

◆特設サイト「みんなの建設業★ナビゲーション」

内容：紙面と連動し、誌面未掲載のインタビュー詳細、現場のリアルな雰囲気を伝える画像・動画コンテンツを掲載

3. 活用方法

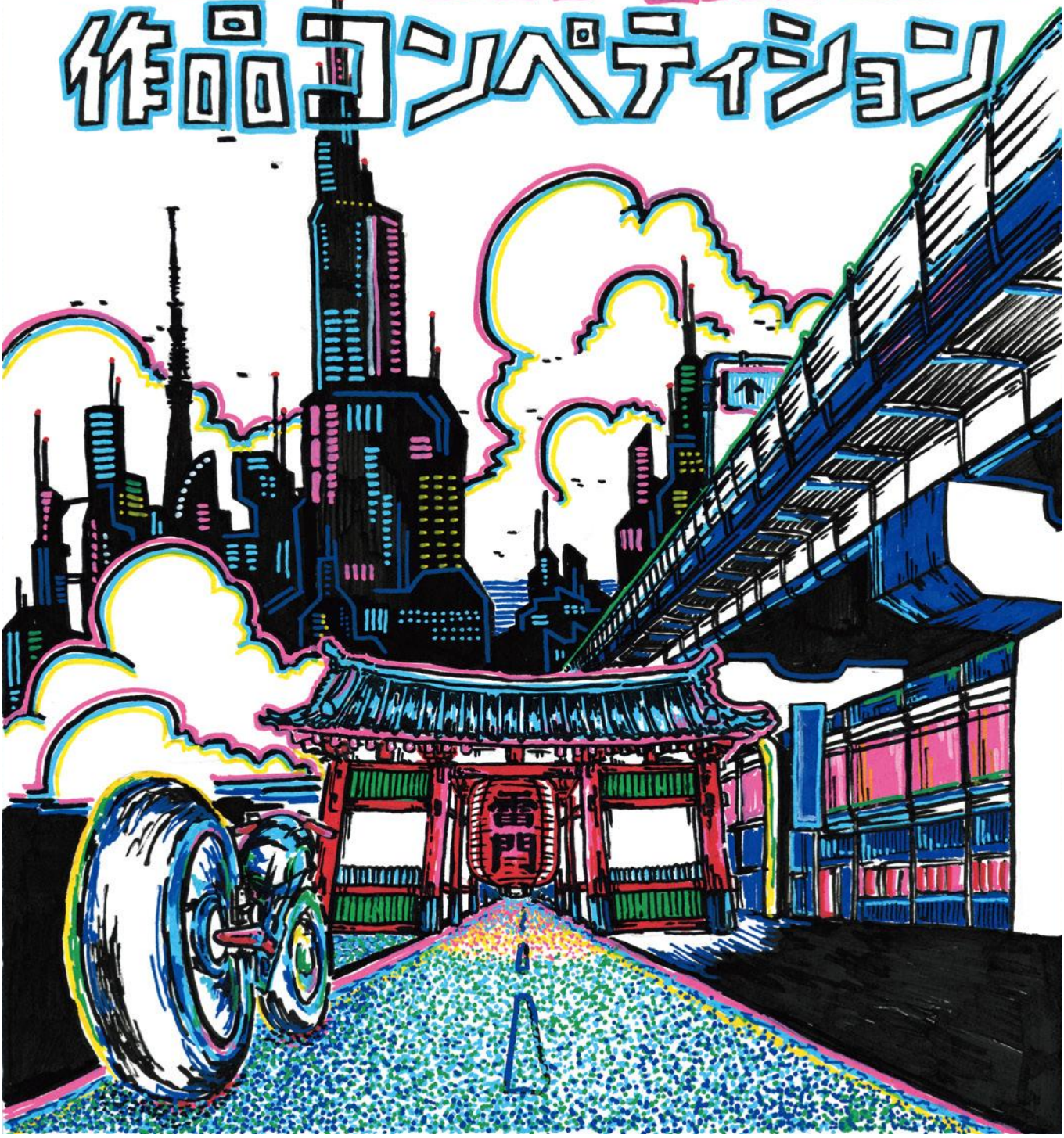
・会員企業の採用活動（会社説明会、インターンシップ等での配布）

・地域貢献活動（近隣学校への PR、現場見学会等での活用）

4. 問い合わせ先

一般社団法人東京建設業協会　事業部　人材支援課
TEL：03-3552-5656 / E-mail：jinzai@token.or.jp

2026 東京都建設系高校生作品コンペティション



【ポスター部門】
最優秀賞

東京ナイトシティー

東京都立工芸高等学校
定時制課程インテリア科 3年
髙野 秀一朗

【会場】 新宿駅西口広場イベントコーナー

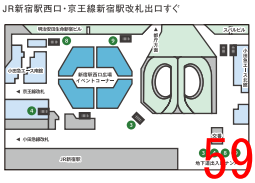
【日時】 令和８年 12月 10日(木) 11日(金) 12日(土) 10:00～18:00（最終日は16:00まで）

【作品】 ●模型 ●製図 ●製図模写 ●実習 ●家具 ●工芸 ●ポスター

主催/一般社団法人東京建設業協会　共催/東京都建設局
後援/CCI東京（東京都魅力ある建設事業推進協議会）

入場無料

展示会場
新宿駅西口広場イベントコーナー
JR新宿駅西口・京王線新宿駅改札出口すぐ



東京都建設系高校生作品コンペティション 2026

Students of the Tokyo metropolitan high school Architect Competition

都内高等学校建設系学科に学ぶ生徒の日頃の学習成果を発表する場として、また広く一般の方々に建設に対する理解と関心を深めていただくことを目的として高校生が作成した作品を展示します。
より多くの皆様に高校生の力作をご覧いただきたく、ご案内申し上げます。

出展高校

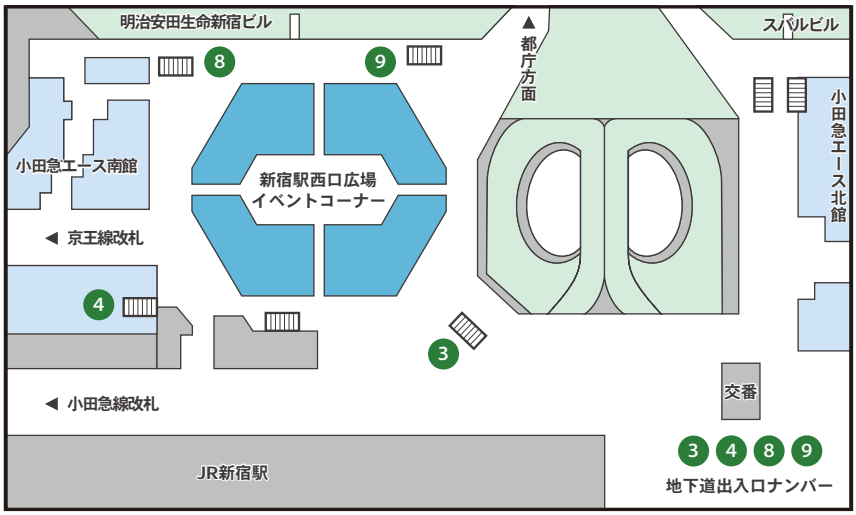
- 都立 葛西工科高等学校　建築科
- 都立 蔵前工科高等学校　建築科
- 都立 工芸高等学校　インテリア科/定時制課程インテリア科
- 都立 総合工科高等学校　建築・都市工学科
- 都立 墨田工科高等学校　建築科
- 都立 田無工科高等学校　建築科/都市工学科
- 都立 農芸高等学校　緑地環境科

審査部門

- 模型
- 製図
- 製図模写
- 実習
- 家具
- 工芸
- ポスター

表彰

- 東京建設業協会会長賞
- 最優秀賞
- 優秀賞
- CCI東京特別賞
- 審査員特別賞





【展示会場】

新宿駅西口広場 イベントコーナー

JR新宿駅西口・京王線新宿駅改札出口すぐ



※開催の様子

問合せ先：一般社団法人東京建設業協会 事業部人材支援課　〒104-0032 中央区八丁堀2-8-5 TEL：03-3552-5656



都内建設系学科のある高校の 魅力紹介

好きなこと、ひとつあればいい。

絵を書くのが好き。ものをつくるのが好き。
街を歩くのが好き。植物や自然が好き。
その「好き」が、未来につながる。
将来の夢が決まっていなくても大丈夫。
高校で学びながら、自分の「好き」や「得意」を見つけていこう。

〈取材協力:建通新聞社〉

好きから広がる、4つの学び

建　築	土木・まちづくり	デザイン	緑地環境
建物をデザインする 設計する／模型をつくる	橋や道路、公園 街のしくみを学ぶ	ポスター／空間デザイン 表現する力を磨く	植物／造園／公園づくり 自然と共生する環境を学ぶ

都内にはこんな建設系の高校があります

■葛西工科高等学校	建築科
■蔵前工科高等学校	建築科、定時制課程建築工学科
■工芸高等学校	インテリア科、定時制課程インテリア科
■墨田工科高等学校	建築科
■総合工科高等学校	建築都市工学科都市工学類型、 建築都市工学科建築類型と定時制課程 総合技術科建築コース
■田無工科高等学校	建築科、都市工学科
■農芸高等学校	緑地環境科

発行：一般社団法人 東京建設業協会



学校の特色

生徒の9割は地元から通っています。この地域をこよなく愛する人が集い、就職する7割の生徒が「地元で働きたい!」と希望します。地域愛にあふれた学校です。

教育内容

実習では、測量・図面作成・建築模型づくり・足場組み・壁塗り・ベンチやテーブル製作など幅広く体験できます。

資格を取るためのサポートも手厚く、対策講座には外部の講師を招いています。

先生のコメント

手を動かしてものづくりすることにワクワクする生徒が集まりやすいです。実際に工事をする「職人」を目指す傾向があります。例えば、大工工事や屋根工事、塗装工事などの会社に入っています。





受験可能な資格

- ■2級建築士（卒業後）
- ■2級建築施工管理技士補
- ■技能検定（鳶・鉄筋施工）
- ■小型車両系建設機械特別教育
- ■移動式クレーン・玉掛取扱者特別教育 など

生徒インタビュー



建設って知るほど奥深い

ノルコス ユキ さん

Q なぜ葛西工科高校に?

授業でドローンやAIを使った新技術を学べると知って志望しました。大好きな地元にある学校だった点も魅力に感じました。

Q 学校生活で特に印象に残っていることは?

海外研修を活用してカナダで過ごしたことです。研修でアプリを考えて発表し、評価してもらったのがうれしかったです。

Q 中学生に一言

企業と接する機会が沢山あり、働くイメージを持ちやすい環境です。建設業は働く環境もどんどん改善しているのでオススメです。



つくる感動をこの場所で

田邉 琴桜 さん

Q なぜ葛西工科高校に?

我が家は建設一家で、その影響を受けて建物をつくる仕事が気になり入学しました。就職率の高さにも惹かれました。

Q 学校生活で特に印象に残っていることは?

山で木を調達するところからスタートしたベンチづくりです。木の加工と組み立ても全て自分たちで行えて楽しかったです。

Q 中学生に一言

実習が充実している葛西工科だからこそ、ものづくりの喜びを沢山味わえました。

東京都立 葛西工科高等学校
https://www.metro.ed.jp/kasaikoka-h/

〒132-0024
東京都江戸川区一之江7-68-1
TEL.03-3653-4111

建築のプロを目指し、仲間と高めあう3年間



蔵前工科には、「もっと学びたい」「資格を取りたい」「将来は建築のプロになりたい」
という高い目標を持ち、自分から進んで学ぶ生徒が集まっています。
仲間と刺激し合いながら、それぞれの夢に向かって成長できる環境が魅力です。


3D製図の作成


現場実習


3次元測定


足場の組み立て

「資格を取りたい」を全力で応援

学校も、生徒の「挑戦したい」という気持ちを全力でサポート。資格取得に向けた指導やキャリア教育、進路指導など、一人ひとりの目標に合わせた支援を行っています。

〈目指せる資格の例〉

- 2級建築施工管理技士補
- 福祉住環境コーディネーター
- 建築CAD検定
- 各種技能検定
- 各種特別教育

夢に向かう、先輩たち


川崎 恵蓮 さん

「日本の伝統を未来につなぐ宮大工になりたい」

ーどうして蔵前工科を選んだの?
将来、宮大工になるために専門的な技術を学べる高校を探していました。クラス全員で資格取得を目指せる雰囲気に魅力を感じました。

ー好きな授業は?
建築構造です!建物の仕組みを知っていくのが面白いです。

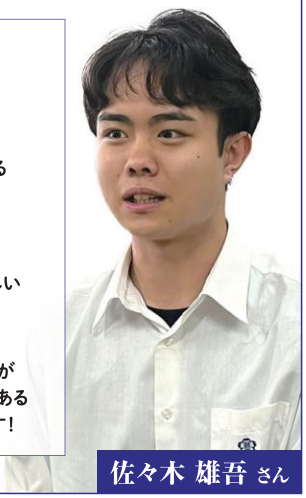
ー中学生のみなさんへ!
建築の知識や技術だけでなく、仲間と協力することの大切さも学べます。文化祭ではクラスみんなで協力し、入場門をつくりました。

「美しい建築を、自分の手でつくりたい」

ーどうして蔵前工科を選んだの?
建築に関わる様々な仕事を知ることができるところに魅力を感じました。

ー将来の夢は?
いつか自分の建築事務所を開くことです。将来は、伝統的な技術を生かしながら、新しい建築を生み出したいです。

ー中学生のみなさんへ!
「もっとできるようになりたい」と頑張る仲間がたくさんいます。建築やものづくりに興味がある人なら、一緒に成長できる学校だと思います!


佐々木 雄吾 さん

東京都立 蔵前工科高等学校 建築科
https://www.metro.ed.jp/kuramaekoka-h/
〒111-0051
東京都台東区蔵前1-3-57
TEL.03-3862-4488

都内唯一、工芸インテリアを学べる！



デザインする。
ものづくりをする。
空間をつくる。

本気の仲間と成長する。

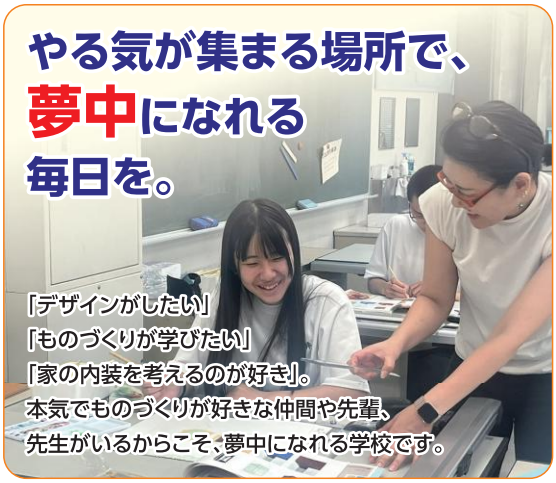
インテリア科では、住宅や店舗の家具や照明といった空間づくりを学びます。デザインから設計、模型作り、家具製作など幅広く学び、将来はインテリアデザイナーや建築業界などで活躍できる力を身に付けます。


CG・デジタル


木材加工


デザイン・設計

やる気が集まる場所で、夢中になれる毎日を。



「デザインがしたい」
「ものづくりが学びたい」
「家の内装を考えるのが好き」。
本気でものづくりが好きな仲間や先輩、
先生がいるからこそ、夢中になれる学校です。

最高に盛り上がる体育祭・文化祭!

体育祭・文化祭は1～3年生が一丸になります。特に文化祭「工芸祭」は2日で7000人が来場。インテリア科では今年度は、「木工作品（未定）」を販売します。



工芸高校、先輩たちの声



高田 有梨 さん

やる気のある友達と一緒に頑張れる学校

Q：なんでこの学校を選んだの？
A：建築士になりたくて。私服もOKなので、友達と制服をつくりました。

Q：授業で印象的だったのは？
A：課題提出間際に、友達と夜な夜なLINE通話しながら課題をやったことです。

Q：学校生活で楽しかったことは？
A：うちで1番気合の入る文化祭です。先輩に色々教えてもらったのが楽しかったです。

Q：将来は？
A：室内空間が好きなので、建築系ができる美大に進みます。



西野 花菜 さん

ものづくり、デザインが好きな人は本当にオススメ

Q：なんでこの学校を選んだの？
A：実技中心の工科高校がいいなと思って。立地もいいので選びました。

Q：印象的な授業は？
A：住宅設計の授業。自由に設計していいよって言われて、金魚鉢の家を設計しました。

Q：学校生活はどうだった？
A：体育祭のチアリーダーに選ばれ大変だったけど、いい雰囲気でできたのはうれしかった。

Q：中学生に向けて。
A：ものづくりが好きで、普通科と迷っていたら一度学校見学に来てほしい。

東京都立 工芸高等学校 インテリア科
https://www.metro.ed.jp/kogei-h/
〒113-0033
東京都文京区本郷1-3-9
（JR水道橋から徒歩すぐ）
TEL.03-3814-8755
ホームページ
インスタグラム
@KOGEI_INTERIOR



「好き」が「未来の仕事」になる。

建築を基礎から学び、自分の進みたい道を見つけよう。

「大工になりたい」「家を建てたい」「ものづくりがしたい」。
そんな想いを持つ生徒が集まる墨田工科高校建築科では、
なんとなく建築を学びたいと思った人を大歓迎。
ゼロから建築を学び、自分に合った進路を探そう。

実践を通して学ぶ建築

建築科では、建築の基礎を学びながら、設計や足場の組み立て、内装・外装工事など学年が進むにつれて実践的な実習へとステップアップ。先生だけでなく、実際に働いている方から直接指導をしてもらい、手を動かしながら学ぶことで、座学だけでは身につかない技術や考え方を習得できます。

実習内容の一例

■木材加工　■建築製図　■壁紙の張り替え





資格取得にチャレンジ

在学中には、仕事に役立つ資格の取得に挑戦できます。手に職を付けられれば、将来の自信につながります。

取得できる資格

■2級建築士（卒業後受験可）
■2級建築施工管理技士補
■2等無人航空機操縦士



面倒見の良い先輩たち!

体育祭では、応援団や看板製作を通して先輩と後輩が一丸となります。面倒見の良い先輩が多く、学校生活を通して自然とあいさつができる人が多くいます。学年を超えた交流が自然と生まれるのも墨田工科高校ならではです。



建築科ってどんなところ?先輩たちに聞いてみた



田中 健 さん

木の香りが決め手でした

学校見学で初めて木工室に入り、木の香りや雰囲気に惹かれました。実習では木材加工だけでなく、道具の手入れや使い方まで学び、ものづくりの奥深さを感じています。将来は大工ができる会社に就職したいと考えています。

對間 凛 さん

将来の夢がより明確になりました

建物が好きで入学しました。入学前は不安だったけれど、先生や先輩が優しく教えてくれて楽しく3年間を送ることができました。仕事に直結したことを学べるので、自分に合った進路を見つけられます。私はもっと内装やインテリアを学びたいので大学進学を目指しています。



東京都立 墨田工科高等学校 建築科
https://www.metro.ed.jp/sumidakoka-h/
〒135-0004
東京都江東区森下5-1-7
TEL.03-3631-4928



建物をつくる。
街をつくる。
未来をつくる。



AIにはできない技術・知識を学べる

AIが発展しても仕事が奪われにくいのが建設技術です。座って勉強するよりも、身体を動かす方が好きな人、仕事に直結する技術を学校で学ぼう。

総合工科高校ってどんな学校?

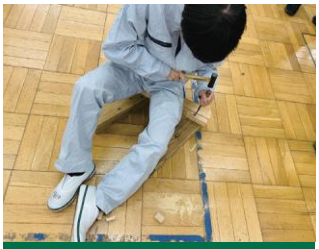
1年生で建築と都市工学の基礎を学びます。「建設業に進みたい」と思ったら、1年間じっくり両方の技術を学び、2年生からどちらか選択できる学校です。進学にも強いので、もし「もっと建設業を学びたい」のであれば大学や専門学校への進学をサポートします。

どんなことを学ぶの?

建築 建物のデザインや設計、模型づくりを通して「建物を形にする」技術を学びます。

都市工学 道路や橋、鉄道、まちづくりなど「安心して暮らせる街をつくる」技術を学びます。


とび検定実習


木材加工実習


測量実習


建設機械の実習

在校生インタビュー　先輩たちが語る、総合工科の魅力



進学も就職も有利な学校

建築2年生
川手 直介さん

Q:学校生活はどう?
A:2年になって木造住宅の設計が始まって楽しいです。動物が好きなので、動物も暮らしやすい間取りを考えています。

Q:建築を勉強するのは楽しい?
A:友達とテストで勝負しようといって負けたくないから猛勉強したら、建築の構造とかどんどん分かるようになり、はまりました。

Q:中学生に向けて。
A:普通科高校よりも大手建設会社からオファーが来て、入社しやすいです。建設業に興味があれば、進学も多いのでうちの学校はおすすめです。



建築好きの女子におすすめ

建築3年生
永井 梨乃さん

Q:授業は楽しい?
A:自転車練習小屋の建設実習が楽しいです。施工、模型、設計のグループに分かれて、みんなで話し合いながら小屋を建てるのにワクワクしました。

Q:女子が少なくて不安はなかった?
A:不安だったけど、男子も気軽に話しかけてくれるから大丈夫です。他の建築系工科高校より多いので、建築好きな女子におすすめです。

Q:将来の夢は。
A:母に早く恩返ししたいので就職します。施工管理という監督かとび職に行くか悩み中です。



都市工学は大手企業の求人多数

都市工学2年生
田島 幸太郎さん

Q:どうして都市工学に?
A:「変な家」という小説の営業で間取りに興味を持ちました。1年間勉強して、測量授業が楽しかったので、都市工学を選択しました。

Q:勉強はどう?
A:中学の時は勉強が苦手でした。高校で将来のことを考えたら不安になり「努力しなきゃ」って頑張ったら、いつの間にか勉強ができるように。

Q:中学生に向けて。
A:うちの学校は進学したい人は進学できるし、就職は選び放題です。特に都市工学は大手企業が多数です。どちらか悩んでいたら、是非。



ドローン操縦の授業が楽しい

都市工学3年
角岡 真至さん

Q:どうして都市工学に?
A:鉄道が好きで鉄道保線が学べるので入学しました。重機も使えるので、面白そうだと思って総合工科を選びました。

Q:楽しかった授業は?
A:ドローン操縦の授業です。今度ドローンスクールの人が教えてくれて、資格も取得できるので今から楽しみです。

Q:都市工学のオススメポイントは?
A:スケールが大きいので、そこまで手先が器用じゃなくても実習についていけます。重機や測量の実習もあるので、機械に興味があったら是非。

東京都立 総合工科高等学校 建築都市工学科 建築類型／都市工学類型
https://www.metro.ed.jp/sogokoka-h/
〒157-0066
東京都世田谷区成城9丁目25-1
TEL.03-3483-0204




一軒の家から、一つの街まで。






田無工科高校って??

田無工科高校には「建築科」と「都市工学科」があります。
「建築科」では設計・構造・法規などの建物づくりを、
「都市工学科」では測量・道路・インフラなどの街づくりを
支える知識や技術を学びます。

クレーンや重機、鉄道保線に触れられるチャンス。座学だけでは学べない実践的な技術を学ぶことで、将来の仕事に生かせる学校。

クレーンや鉄道保線など、建設に関わる教材が沢山!

建築科



建築好きの仲間とモノづくりができる

建築科2年
保谷 和那さん

Q:授業は楽しい?
A:体験授業が楽しいです。ドローンを使った測量が正確でびっくりしました。建築途中の建物を見られたのも感動しました。

Q:学校生活はどう?
A:部活動で建築同好会に所属して、建築好きの人たちと計画からモノづくりをするのが本当におもしろいです。

Q:中学生に向けて。
A:建築は設計、大工、鉄筋などたくさんの業種があり、専門的な技術が学べます。選択肢が沢山あるので、好きなものが見つかりやすいです。



モノづくりを通して人見知りがなくなった

建築科2年
松木 優芽さん

Q:なぜ建築科に入ったの?
A:叔父が建築士で、小さいころからかっこいいなって。小学生のころから建築科のある工科高校に入ろうって思っていました。

Q:成長したなって思えることは?
A:高校1年生の前期まで人見知りだったけど、文化祭でモノづくりを通してクラスメイトと話すことで、だんだん人見知りではなくなったことです。

Q:田無工科の魅力は?
A:歴代の先輩たちが良い作品を残してくれました。設計コンペで1位を受賞した先輩の作品を見られるところがオススメです。

都市工学科



橋・トンネル・鉄道に興味があれば

都市工学科2年
出口 浩紀さん

Q:なぜ都市工学に?
A:テレビで見た「プロジェクトX」で橋やトンネルをつくる工程を見て感動し、いつか私も作ってみたいと思い入学しました。

Q:学校生活で楽しかったことは?
A:文化祭の縁日作りです。輪投げ台をクラスの友達5〜6人と作ったのですが、なかなか終わらず遅くまで無我夢中で作ったのが思い出深いです。

Q:田無工科のここがすごい。
A:学ぶための設備がしっかりしているところです。もし橋とかトンネルとか鉄道に興味があったら見学に来てください。



普段見たことのない建設機械に触れられる

都市工学科1年
佐藤 絵茉さん

Q:都市工学に興味を持ったのは?
A:「あのでかい橋を、でかい鉄道をつくったのは私なのだぞ」って自慢できるかなって思って入学を決めました。

Q:好きな授業は?
A:測量実習です。測量機械は遠くまで見られるので、友達と測量機を通してスマホのカメラで撮影したのが思い出です。

Q:中学生に向けて。
A:タワークレーンやユンボが校内にあり、実習で触れます。普段見たことがない建設機械に触れるので、一度見に来てほしい。

東京都立 田無工科高等学校 建築科・都市工学科
https://www.metro.ed.jp/tanashikoka-h/
〒188-0013
東京都西東京市向台町1-9-1
TEL.042-464-2225



緑で未来をデザインする

全員が**初心者。**
本気になれば、誰でもチャンスがある。

緑地環境科とは?

いろいろな庭づくりをしています。木の種類や特徴を学び、庭園の設計から工事、管理まで身体を動かしながら実践的な作業ができる人を育てます。ガーデンデザイナーや造園技能士、重機の資格などが取得できます。将来は造園会社や環境関連企業への就職、農業系大学に進学します。





設計から完成まで。すべてを、仲間たちとつくる。

3年になるとクラス全員で「卒業庭園」を制作します。学園祭に向けて、生徒の書いた造園の設計図面を、生徒が中心になってゼロから完成まで造り上げます。重機などを操作し、植栽や園路、休憩所など生徒の思い描くオリジナル庭園をつくります。



生徒へのインタビュー

松橋 美月 さん　人見知りだったけど、楽しいことを全力で頑張れば



—なぜ農芸高校に?
テレビで庭師を見てなんかかっこいいって思い、この学校に選びました。

—好きな授業は?
製図です。こんな庭を作りたいなって製図しているのが楽しい。

—中学生に向けて。
中学生のとき人見知りでした。
でも庭の手入れが楽しくて、全力で頑張っていたら毎日が楽しくて、明るくなれました。

高橋 心 さん　みんなゼロからスタート。頑張れば誰よりも上手くなれる



—なぜ農芸高校に?
植物を見るのが好きで、重機の資格も取れると聞いて入学を決めました。

—好きな授業は?
生垣とか実際に手を動かして庭を造るのが好きです。

—中学生に向けて。
造園って、みんなゼロからスタートするので最初から優劣がなくて。だから高校から頑張れば誰よりも得意になれます。

東京都立 農芸高等学校 緑地環境科
https://www.metro.ed.jp/nogei-h/
〒167-0035
東京都杉並区今川3-25-1
TEL.03-3399-0191



夜だから、できる学びがある。

定時制って？

「定時制高校」と聞いて、どんなイメージがありますか?定時制は夕方から夜にかけて授業を受けながら高校卒業を目指せる学校です。「朝が苦手」「昼はアルバイトや趣味をやりたい」「少人数でじっくり学びたい」など「高校生活はこうあるべき」にとらわれない、自分に合ったスタイルで学び、技術を身に付けられる。それが定時制高校です。

部屋を、家具をデザインする。

工芸高校定時制インテリア科では、家具や室内空間のデザインを基礎から学びます。デッサンスケッチ、製図、模型制作、木材家具制作の技術が身に付きます。「ものづくりがしたい」「部屋の内装が好き」な人にピッタリです。

「建てたい」が、学びに技術になる。

総合工科高校定時制建築科では、1年生で建築・自動車・電気の基礎を学び、2年から選択で建築を学びます。少人数だからこそ、自分の学習状況に合った学びができます。「自分のペースで学びたい」人におすすめです。






在校生インタビュー



工芸高校
インテリア科4年生
吉岡 空明さん

Q:なぜ定時制に?
A:インテリアが好きで、自分の生活リズムで学べると知り、定時制を選びました。平日昼は週3でアルバイトしています。

Q:授業はどう?
A:技能士の資格を取ろうとして木工技術を学んだら一気にハマりました。家具製作が好きで、難しいといわれている試験にも合格できるほど成長しました。

Q:中学生に向けて。
A:まずは自分の好きなことを見つけよう。いろいろ挑戦して、ちょっとでも楽しい、うまくいったと思ったら少し長く続けることが大事です。



工芸高校
インテリア科2年生
大野 瑚恋さん

Q:なぜ定時制に?
A:技術が身に付けば将来得するかなって思い工業系高校に。でも朝が苦手だしなって思って定時制を選択しました。

Q:学んでみてどう?
A:文化祭の出し物で、木のお皿作りのときに先生がずっと褒めてくれて。最初は機械に触るのも怖かったけど、コツが分かると本当に面白いです。

Q:定時制のここがいいポイントは?
A:定時制は4年間あるから、時間的に余裕をもって学べます。3年だと練習する時間があまり取れないけど、4年あると自分のペースで技術が付きます。



総合工科高校
建築科2年生
原田 優希さん

Q:なぜ建築科に?
A:最初は製図とか模型が難しいなって思ったけど、他の人から建設業は稼げると聞いたので建築科を選びました。

Q:授業はどう?
A:少人数だから先生にいつでも相談でき、自分のペースに合わせて教えてくれるので、授業が楽しいです。

Q:中学生に向けて。
A:先生とマンツーマンなので、いいことも悪いことも言い合える関係性ができるところがうちの定時制のいいところです。

東京都立 工芸高等学校
〒113-0033 東京都文京区本郷1-3-9
TEL.03-3814-8755

東京都立 総合工科高等学校
〒157-0066 東京都世田谷区成城9丁目25-1
TEL.03-3483-0204

親子で参加　インフラツーリズム

三河島水再生センター＆旧三河島汚水処分場喞筒(ポンプ)場施設

2026年8月17日(月)2部制で開催

行程

＜午前の部＞
9:20 集合
9:30 見学
★三河島水再生センター
（50分）
10:20 移動
10:30 見学
★旧三河島汚水処分場
喞筒場施設
（1時間半）
12:00 終了・解散

＜午後の部＞
13:20 集合
13:30 見学
★三河島水再生センター
（50分）
14:20 移動
14:30 見学
★旧三河島汚水処分場
喞筒場施設
（1時間半）
16:00 終了・解散



参加費無料！

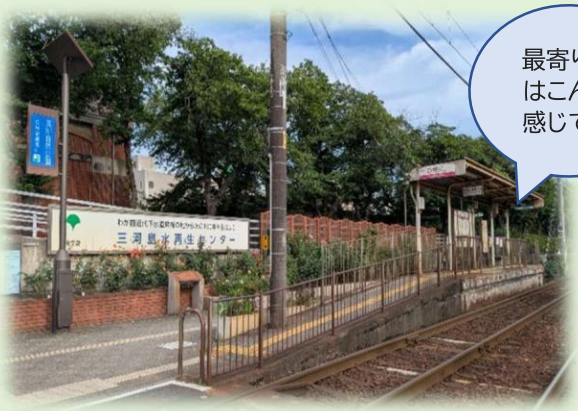
対象者	小学生と保護者
定員	各回25名
集合場所	三河島水再生センター前
アクセス	東京さくらトラム(都電荒川線)「荒川二丁目」より徒歩3分

●施設の概要
旧三河島汚水処分場喞筒(ポンプ)場施設は、隅田川中流に位置する旧下水処理場施設で、東京市区改正事業の一環として、東京市技師米元晋一を中心として建設が進められ、1922(大正11)年3月26日に運用を開始しました。
本施設は、わが国最初の近代下水処理場である旧三河島汚水処分場の代表的遺構として、高い歴史的価値が認められることから、2007(平成19)年12月4日に下水道分野の遺構では初めて国の重要文化財(建造物)に指定されました。

参加者特典



●マックカード
1,000円
●記念品一式



参加のお申し込みは
＼こちらから／

主催：一般社団法人東京建設業協会

参加条件

●階段や段差等がございますので、参加は自力で歩行できる方に限らせていただきます。

●安全上の観点から小学生に入学していない年齢のお子様は、保護者同伴でも参加することができません。

●説明及び誘導は日本語による口頭での案内となります。

●飲酒(酒気帯び)されている方は参加できません。飲酒されているとスタッフが判断した場合、ご参加をお断りいたします。

当日の服装・履物等について

●安全管理上、滑りやすい靴や細いヒールの靴では参加できません。動きやすい服装や靴(運動靴等)でのご参加を推奨します。

●屋外での見学もあるため、帽子や日傘などをご持参ください。

見学中について

●参加者は、係員の指示に従って行動し、危険防止には十分注意していただきます。

●ベビーカーのご利用はできません。

●見学中は、飲酒、食事、喫煙はできません。

●見学中、写真撮影は自由にできますが、人物が映った画像や動画の取り扱いは、肖像権、プライバシーの問題を考慮し、適切に行ってください。

●主催者の広報や活動実績を目的として見学の状況を写真撮影させていただくことがあります。また、取材のため報道機関等が同行する場合があります。

●見学中に、安全管理上、見学が妥当でないと係員が判断した場合は、参加をお断りすることがあります。

問い合わせ・事務局

一般社団法人東京建設業協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-8-5

TEL：03-3552-5656(月～金 9：00～17：00)

Email:jinzai@token.or.jp

親子インフラツーリズム「三河島水再生センター・旧三河島汚水処分場喞筒（ポンプ）場施設見学ツアー」を開催



当協会は８月17日、親子参加型のインフラツーリズム「三河島水再生センター＆旧三河島汚水処分場喞筒（ポンプ）場施設見学ツアー」を開催した。９組25人の親子が参加し、下水道の仕組みや役割、歴史を学んだ。

三河島水再生センターは、1922年に三河島汚水処理場として運転が始まった、日本で最初の近代的な下水処理施設となる。処理区域は荒川・台東区の全部、文京・豊島区の大部分、千代田・新宿・北区の一部の3936ヘクタールとなる。処理水は、隅田川に放流している。

設立当初から稼働した赤いレンガ造りが特徴的な旧三河島汚水処理場喞筒場施設は、2007年12月に国の重要文化財に指定された。「わが国最初の近代下水処理場である旧三河島汚水処分場の代表的遺構として、高い歴史的価値が認められ、また、阻水扉室、沈砂池などの構造物が、旧態を保ちつつまとめて残る点も、近代下水処理場喞筒場施設の構造を知る上で貴重である」と評価されている。

参加者は、水再生センターでガイドによるクイズを交えた説明に耳を傾けながら沈殿池や反応槽といった施設を見て周り、楽しみながら下水道について理解を深めた。旧三河島汚水処理場喞筒場施設では、約100年前に稼働していた姿がそのまま残る暗渠やポンプ室内を探検さながら見学した。親子で記念写真を撮る姿も見られ、夏休みの思い出をつくっていた。

インフラツーリズムは、建設業に興味を持ってもらうために毎年実施している。子どもたちが建設業界への入職を考えるきっかけづくりになるよう、今後も様々なインフラを紹介していく。



協会資料－５

東京を、新しい目で
見てみよう。
気になった風景を切り取る。
一つひとつのかけらが、
東京建設図鑑になる。
SKETCH
PHOTO
DRAWING
MAP
TEXT
and MORE.

みんなの建設業★

東京建設図鑑

TOKYO CONSTRUCTION ATLUS

いつもの風景を、
ちょっと違う角度から。
インフラの秘密を、
探しに行こう。
RIVER
BRIDGE / ROAD
RAIL
STRUCTURE
DETAIL
INFRASTRUCTURE
and MORE.

東京を、採取する。
OBSERVE
COLECT
RECORD

土木編 ツアー Vol.1

写真家・大山顕さんと、2階建てオープントップバスで 首都高を走り回る。

首都高と橋をめぐり、
東京の地形とインフラを発見する

2026
10.17 土
13:40-17:00（予定）

集合 13:40
丸の内・丸ビル横（行幸通り）

箱崎周辺で下車後、ジャンクションや橋を
徒歩で見学します。

定員 30名

※雨天の場合、一部プログラムを変更する場合があります。

土木編 ツアー Vol.2

専門家と写真家・大山顕さんの解説付き！

川、橋、河岸、モノレール。郊外のインフラと現場を発見する。

多摩川・浅川周辺をめぐり、
自然とインフラが重なる風景を観察する

2026
11.3 火・祝
9:30-17:00（予定）

集合 9:30
新宿・京王プラザホテル前

大型バスでめぐるツアー｜ランチ付き

定員 20名

LUNCH & TALK
ランチ＆技術者交流会
＠がんこ立川茶寮
参加企業（予定）
中村建設／清田軌道工業／真柄建設

現場見学（予定）
R7多摩川右岸石田防災ステーション
橋梁工事 ／ 中村建設

※雨天の場合、一部プログラムを変更する場合があります。

参加無料 ／ FREE

東京建設業協会

建設系の学生対象
建築・土木・環境などを学ぶ
みなさんの参加をお待ちしています。

参加申込みはこちら
応募者多数の場合
抽選となることがあります。

イベント詳細は
公式サイトを
ご覧ください。
随時更新します
東京建設図鑑

お問い合わせ
kensetsuzukan@token.or.jp

主催｜一般社団法人 東京建設業協会｜企画・運営｜日本マルチメディア・イクイップメント株式会社／ArteriaLINK株式会社

#東京建設図鑑

令和８年度 災害時連絡訓練 実施結果報告書

令和 8 年 10 月

THE ASSOCIATED GENERAL CONTRACTORS OF TOKYO
一般社団法人東京建設業協会

実施概要

一般社団法人東京建設業協会



実施目的	災害協定に基づき大規模災害へ迅速に対応できるよう、会員企業との連絡体制の確認および道路啓開等に向けた東京都建設局との連携手順の確認を目的として実施。
実施日時	令和8年10月2日(金) 9:00 ～ 11:00　【全会員企業との連絡訓練】 13:30 ～ 13:45 【東京都建設局との連絡訓練】
対　象	全会員企業(285社)、東京都建設局
災害想定	9時00分に首都直下地震(最大震度7)が発生
実施方法	【全会員】状況確認フォーム(Microsoft Forms)またはFAXによる回答収集 【東京都建設局】Microsoft　Teamsによるオンライン会議

01.全会員企業との連絡訓練について

一般社団法人東京建設業協会

日 時	令和8年10月2日(金) 9:00 ～ 11:00 ※9:00に東建 災害対策本部設置 /会員専用メールにて「状況確認フォーム」を一斉送信
対 象	全会員企業(285社)

【 状況確認フォームの内容 】

- 会社名
- 所属支部（本社もしくは東京支店の所在地を選択）
  - ○ 第１支部（千代田・中央・港）
  - ○ 第２支部（品川・目黒・大田・世田谷・渋谷）
  - ○ 第３支部（新宿・中野・杉並）
  - ○ 第４支部（豊島・板橋・練馬）
  - ○ 第５支部（墨田・江東・葛飾・江戸川）
  - ○ 第６支部（文京・台東・北・荒川・足立）
  - ○ 第７支部（多摩地域）
- 報告者氏名
- 報告者連絡先（電話、メールアドレス、FAX等）
- 報告者所在地
  - ○ 会社
  - ○ 作業所
  - ○ 自宅
  - ○ その他
- 事務所等の状況について
  本社事務所（全壊・半壊・損傷・状況確認中・損傷なし）
  資材置き場（全壊・半壊・損傷・状況確認中・損傷なし）
- 業務継続の可否
  - ○ 業務継続（一部）可能
  - ○ 業務継続不可
- 応急復旧、資機材調達の対応可否について（複数選択可）
  - □ 道路の損壊箇所の応急措置
  - □ 障害物の除去（道路啓開や救助活動等に伴う）
  - □ 住宅の応急修理
  - □ 資機材調達（ブルーシート、土嚢袋、重機等）
  - □ 対応不可
  - □ その他
- その他報告事項など（動員可能な人員、提供可能な資機材の内容等を含む）

※訓練開始の9:00から11:00までの間に回答を依頼(フォームより回答できない場合、FAX様式により回答)
※1社より複数回答可とした

次頁より回答率、事務所等の状況、業務継続可否、対応可否について全体・支部別に集計しております

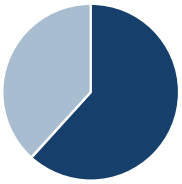
01.全会員企業との連絡訓練について

一般社団法人東京建設業協会

全 体 集 計

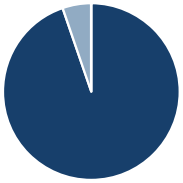
全会員企業285社のうち、178社より回答いただき、回答率は62.5%となった。
※回答件数:212件(回答フォーム:195件　FAX:17件)

回答率(企業ベース)



回答あり	178社 62.5%
未回答	107社 37.5%

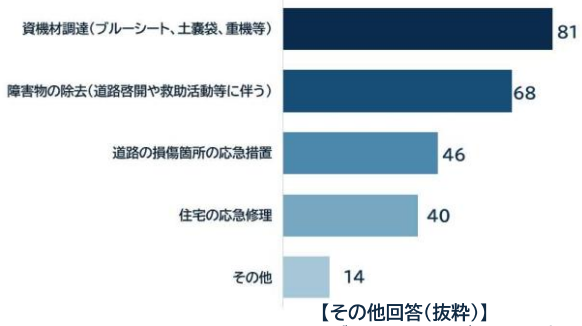
業務継続可否



業務継続(一部)可能	201件 94.8%
業務継続不可	11件 5.2%

※本データは、各社に任意の被害状況を想定して回答いただいた仮想データです。

応急復旧、資機材調達の対応について(複数回答可)



【その他回答(抜粋)】
・ブルーシートなどによる屋根の養生
・被災建築物の危険度判定
・河川の障害物の除去作業

※本データは訓練上の想定に基づく回答(任意選択)も含まれています(参考値)。

02.東京都建設局との連絡訓練について

一般社団法人東京建設業協会

日 時	令和8年10月2日(金) 13:30 ～ 13:45
場 所	東京建設業協会 会議室
参加者	東京建設業協会事務局(5名)、東京都建設局(1名)、多田建設株式会社(1名)、 東京建設業協会災害時応急対策委員会 災害対策部会長(1名)
訓練概要	オンライン会議(Microsoft Teams)による被害状況の報告・共有および会員企業への道路巡回・啓開作業依頼
訓練シナリオ	【被害状況】都道319号線、江東区木場五丁目交差点付近において、大規模な家屋倒壊と道路と橋台の段差が発生し、緊急車両の通行が阻害されている。 ①建設局から東建へ「災害協定割り当ての会員会社が出動困難」となり、応援要請の連絡 ②東建より当該エリアで出動余力のある多田建設へ協力を依頼 ※午前に収集した状況確認フォーム回答より多田建設が出動・資機材提供可能である旨を確認 ③建設局より多田建設へ被害状況の共有を行い、道路巡回点検及び道路啓開作業を依頼

02.東京都建設局との連絡訓練について

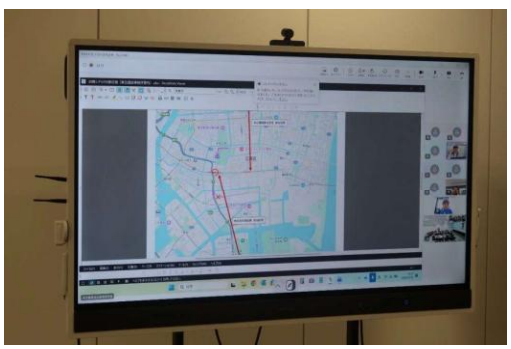
一般社団法人東京建設業協会

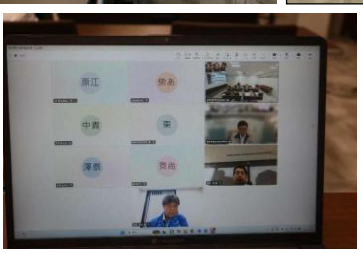
当 日 記 録
(訓練の様子)











地図を共有しながら依頼内容を説明する様子
(東京都建設局)



総括

●災害発生時の安否確認や情報共有の手順について一定の確認ができた一方で、今後の改善に向けた課題も明らかとなった。

●回答率は62.5%にとどまったことから、訓練の実効性をさらに高めるため、回答率向上に向けた取り組みを行う。

●今回はPCを使用した状況確認を中心に実施したが、実際の大規模災害時にはPCの使用が困難となることも想定される。そのため、今後はスマートフォン等の携帯端末のみで安否確認や情報共有を行う訓練を実施し、より実態に即した対応能力の向上を図る。

●応急復旧活動を円滑に進めるためには、人員だけでなく資機材の確保状況も重要であることから、今後は応急復旧用資材の保有状況や調達方法、提供可能数量等についても確認できる仕組みを検討する。

●首都直下型地震については、区部と多摩地域で被災状況に差が生じることも想定されるため、被害の少ない地域から被害の大きい地域へ応援を行えるよう、平時から応援要請や受入れの手順、人員・資機材の派遣方法など、相互支援体制を整理しておく必要がある。

●以上の課題を踏まえ、より実践的かつ実効性の高い災害対応体制の構築に向けて、今後の訓練内容の充実を図っていく。

協会資料－７

令和８年９月９日

自由民主党東京都支部連合会
会　長　　井　上　信　治　　様

一般社団法人東京建設業協会
会　長　　池　上　一　夫

令和９年度国家予算に対する要望

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。
このたび、令和９年度国家予算に対し、建設業者が抱える諸課題解決と業界の健全な発展のため、当協会として下記のとおり要望を取りまとめました。
建設業を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中、私たち建設業は、社会資本の整備や維持管理、災害時の応急復旧などに鋭意取組み、東京の発展に貢献し、「地域の守り手」としての社会的使命を着実に果たしていく所存です。
貴会におかれましては、要望の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．公共事業予算の拡充と安定した事業量の確保

建設業は、社会資本の整備や維持管理、災害時の最前線での対応を通じて都民の安全・安心を確保するとともに、雇用の創出などにより地域経済を支える重要な役割を担っている。建設業が持続的にその社会的使命を果たしていくためには、安定した事業量の確保が不可欠である。
しかし、近年の資材やエネルギー価格等の高騰により、公共事業予算の増加分が吸収され、実質的な事業量は減少傾向にある。さらに、他産業との賃金格差を解消するため、継続的に労務費を引上げていく必要がある。
ついては、喫緊の課題である老朽化したインフラ施設などの整備を着実かつ迅速に進めるため、建設資材・エネルギー価格や人件費の上昇を上回る公共事業予算を増額確保し、今年度を上回る事業量を確保していただきたい。

２．民間建設投資の停滞防止と都市再生の推進

近年の資材・エネルギー価格等の上昇による建設費の高騰に加え、金利上昇局面による資金調達コストの増加などから、延期・中止となる再開発事業が相次いでおり、老朽化した建物の建替えが進まないことで、都市機能の低下や地域経済への影響が懸念されている。
特に首都東京は、日本経済をけん引する重要な役割を担っており、国際競争力強化のためにも再開発事業等を継続することが重要である。
ついては、東京の継続的な都市機能の更新を実現するため、国家戦略特区の都市計画法等の特例に基づく都市再生プロジェクトを推進するほか、市街地再開発事業への補助制度の充実や税制上の支援など、民間建設投資を後押しする施策を強力に推進していただきたい。

３．資材価格の高騰等への対応

近年の中東情勢をはじめとする地政学的リスクを背景に、燃料や資材の価格が高騰している。また、石油化学関連資材の調達難にも直面し、建設工事に多大な支障が出ている。こうした中、国の直轄工事では設計変更による追加費用対応の運用が導入されており、大変心強く受け止めている。
一方、価格変動についてはスライド条項に基づく協議により対応が行われているが、先行き不透明な状況が続けば、経営への影響が大きくなることが懸念される。
ついては、次の事項について対応をお願いしたい。
(1)国の新運用が現場で確実に機能するよう受発注者双方への周知徹底を図るとともに、地方公共団体に対しても同様の対応を働きかけ

(2)受注者の経営負担を緩和するため、スライド条項適用時における 1.0%又は 1.5%の受注者負担割合の軽減等
(3)民間発注工事においても円滑な価格転嫁が進むよう、国から強力な働きかけ

４．国土強靱化実施中期計画の推進

激甚化・頻発化する風水害や切迫する巨大地震に加え、富士山の噴火による降灰被害も危惧されている。防災インフラの整備やインフラの老朽化対策は急務であり、都民の生命・暮らしを守り、地域経済を停滞させないためにも、強靱化の取組みを着実に実施することが重要である。

ついては、昨年６月に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」を着実に実施するためにも、当初予算において安定・継続的に必要額を確保するとともに、施工時期・工期設定などに配慮した適切な発注をお願いしたい。

あわせて、首都機能が集中する東京に対しても必要な予算額を着実に分配していただきたい。

５．柔軟な働き方の実現と生産性向上への支援

建設現場では、週休２日制をはじめとする働き方改革は進みつつあるものの、建設業は天候に左右されやすいという特性もあり、近年の夏季における酷暑への対応など急を要する課題も多い。

また、若年者の確保・定着を図るためにも、さらなる労働環境の改善と生産性向上を推進し、柔軟な働き方を実現することが重要である。

ついては、次の事項について対応をお願いしたい。
(1)完全週休 2 日及び時間外労働の上限規制の遵守が確実となる適正な工期での発注の徹底
(2)都内特有の現場条件や移動・準備片付け等による実作業時間の減少を考慮した標準歩掛の改定及び補正係数の導入
(3)夏季の作業効率の低下を踏まえた夏季歩掛の設定や工事中止・休工に伴う柔軟な工期延長と必要経費の適切な計上
(4)工事・検査書類のさらなる簡素化・電子化
(5)ＤＸ推進のための人材育成や機器類の導入費に対する支援の拡大
(6)プレキャスト工法の設計段階からの積極的な採用
(7)上記(1)～(4)について、民間発注者に対する積極的な働きかけ

６．建設業の担い手確保と魅力発信

建設業は社会資本の整備と維持管理の担い手であるとともに、災害発生時には応急復旧に鋭意取組む「地域の守り手」として重要な役割を果たしている。その役割を将来にわたって維持していくためには、若年層の入職・定着が不可欠であり、そのためにはさらなる処遇改善が必要である。

改正建設業法の全面施行により、適正な労務費確保に向けた枠組みは整いつつあるが、他産業との賃金水準の格差は依然として大きい。

ついては、その解消に向け、引き続き設計労務単価等の更なる引上げをお願いしたい。

また、建設業の魅力や社会への貢献度を積極的に発信するため、官民共同による広報活動に取組むとともに、多様化が進む建設現場において、外国人労働者を含めた全ての就労者が安心して働ける環境整備を進めていただきたい。

７．建設業におけるカーボンニュートラル・資源循環の取組みへの支援

政府は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて各種取組みを加速させている。建設業界においても持続可能な社会の実現に向けて積極的に取組んでいるところであるが、脱炭素化への対応に伴うコスト増加が見込まれる。

また、解体工事等で発生するコンクリート塊は都市部で多く発生しており、再生砕石の滞留が生じている。再生資源としてコンクリートへの再利用を進めることは、循環型社会の実現に大きく寄与するものである。

ついては、次の事項について対応をお願いしたい。

(1)カーボンニュートラルに取組む企業に対するインセンティブの付与、補助金の拡充及び税制優遇等の支援

(2)再生材の利用拡大に向けた取組み

①国発注工事において、再生骨材を用いたコンクリート及びコンクリート二次製品の設計段階からの採用及び使用実績の公表

②国土強靱化の観点から、災害時における砕石の安定確保のため、自治体や関係機関と連携し、再生砕石の広域利用やストックヤードの設置など供給体制の整備並びに運用ルールの策定

以　上

整備局資料－3

要　望	対応状況
第三次・担い手3法 品確法に基づく発注者の責務の周知徹底	**第三次・全国統一指標の取組状況のフォローアップ（関東ブロック発注者協議会）** 令和7年12月1日に第三次・全国統一指標を策定し、R11年度の目標達成に向けR7年度の実施状況を把握し、取組事例の情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化
働き方改革・担い手確保 施工時期の平準化の推進	**第三次・全国統一指標（地域平準化率）推進（関東ブロック発注者協議会）** 稼働件数4～6月の閑散期の稼働件数のボトムアップ、1～3月の繁忙期は稼働件数のピークカットに取り組む
働き方改革・担い手確保 担い手確保の取組推進	**官民一体の担い手確保意見交換会** 令和7年2月に建設業団体・都県・政令市・関東地整が意見交換を実施し、令和7年6月に連携事項を申し合わせ **学校関係者向けインフラPR現場見学HP開設** 令和7年4月から学校関係者向けに関東地方整備局のホームページで現場見学のページを公開（R8.9末:1都8県55現場を紹介）

要　望	対応状況
入札契約 発注方式への要望	**一括審査の拡大** 受発注者の負担軽減のため一括審査・段階選抜の継続 **技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用拡大** 電線共同溝工事にて、ECI方式を採用(R8.6公告)
持続可能な 事業環境の確保 地元企業が受注しやすい発注	**不調不落対策として公募型指名競争入札を拡大** **（自治体実績チャレンジⅡ型を採用）** 令和8年8月から公募型指名競争入札の評価方法に、自治体実績チャレンジⅡ型を新設。新規契約実績や地域精通度・地域貢献度を重視し地元企業の新規参入を促進 **熟練技術者の活用** 令和8年8月から監理技術者の経験を持つ熟練技術者の活用を評価し、工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・承継促す
i-Construction （建設生産性の向上） BIM/CIMの活用促進	**BIM／CIM関連の試行状況** R6.7～　BIM/CIM3次元設計試行：3次元設計手法の有効性を検証 R7.4～　BIM/CIM積算試行：積算プロセスの効率化を試行 R7.7～　3次元モデル契約図書化試行工事：3次元モデルを契約図書化する仕組みを検証

働き方改革・担い手確保
週休2日の推進

多様な働き方の実現に向けた支援
令和8年度からは、従来の週休2日としての働き方の他、気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方など、多様な働き方の実現を目指していく

工期変更・精算対応
令和7年度から天候等による作業不能日以上に休止せざるを得なかった場合、実態に応じて工期を変更し、延長日数に応じて精算

設計積算
現場条件を踏まえた
適切な設計積算

「設計変更ガイドライン総合版」リニューアル
令和6年度改正品確法を反映し、令和7年3月に「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を刷新

監督検査
書類の簡素化

「土木工事電子書類スリム化ガイド」更新
新たな受注者アンケート調査結果を踏まえ、要望のあった施工体制台帳に添付する書類（雇用関係証明等）の明確化等を行い、令和8年3月に更新

一般社団法人東京建設業協会

令和８年度「関東地方整備局との意見交換会」
提案テーマ

意見交換会テーマ

１．　公共事業予算の拡充と安定した事業量の確保

昨今、建設資材や人件費の高騰で工事費が上昇し、公共事業予算が増加しても相殺されてしまい、十分な事業量の確保が難しくなっている。一方で、各地で激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命と財産を守り、国土強靭化を進めるための社会資本整備・更新は、最優先で取り組むべき喫緊の課題である。

こうした社会資本整備を着実に進める観点からも、建設コストの上昇分を反映した公共事業予算の十分な拡大と、安定的かつ継続的な事業量の確保をお願いしたい。

２．入札契約制度における課題

(1) 発注予定情報の早期化・精度向上

現状の発注予定情報は、年度当初および四半期毎に公表されているが、建設業界における深刻な技術者不足の中、協力会社を含めた適切な人員配置の計画が非常に困難な状況となっている。

予算成立前の個別工事の発注予定情報について、公表が難しいことは承知している。一方、PPI においては、事業計画に基づく中長期の発注見通しが既に公表されており、企業の計画的な応札体制の整備や工事の競争参加機会を増やすためにも、翌年度以降を含めた中長期的な発注予定情報の早期公表・見通しの精度向上をお願いしたい。

(2) 配置予定技術者の要件緩和

技術者不足が続く中、配置予定技術者の選定には各社とも大変苦慮している。総合評価方式において技術力に応じた一定の評価差を設ける趣旨については十分に理解しているが、限られた人材を適切かつ効率的に配置できるよう、加点要件の緩和・見直しをお願いしたい。

また、配置予定技術者の申請時期については、入札期間中に特定の技術者が長期間拘束されない取組みとして、今年度より資格要件に係る資料提出を落札前とする試行がなされたところだが、試行対象工事を拡大するなどの取組みを推進していただきたい。

(3) 発注方式における課題

段階的選抜方式は、受発注者の事務負担軽減を目的としているが、現状は一次審査通過確定後の技術提案書作成期間が極めて短く、受注者側に過度な負担が生じている。制度本来の趣旨に沿うよう、準備期間に配慮した日程設定や対象案件の適正化など、運用の再考をお願いしたい。

また、ECI 方式は、設計段階から施工者が参画することで、コスト縮減や工期短縮、施工品質の向上などの高い効果が期待できる。「技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づき、本方式の積極的な活用と対象工事のさらなる拡大をお願いしたい。

（4）入札時の質問回答の改善

入札時の質問回答について、内容により積算内容や入札金額の再精査を要するケースが多く発生する。適正な積算価格の算出および質の高い提案作成のため、回答日から入札締め切りまでの期間について、現在の「6 日間」から「10 日間以上」確保していただくようお願いしたい。

また、質問に対する回答において、「図面を見て判断されたい」「仕様書の通り」といった趣旨が不明確な回答が見受けられる。不確定要素を排除し、正確に積算を行うためにも、可能な限り具体的かつ明確な回答お願いしたい。

３．現場における熱中症対策について

近年の夏季における気温上昇傾向は、人命に直結する重要な課題となっている。猛暑対策サポートパッケージの策定など、国においても対応を進めていただいているところだが、工事中止や休工に伴い、技能者の就労時間が減少することで給与が減額し、担い手不足に拍車がかかることが懸念される。技能者の処遇改善および処遇維持の観点から、休工や工期延伸に伴う労務費の割増や現場維持に要する費用など適切な費用計上をお願いしたい。

また、現場の安全確保や、更なる労働環境の改善のため、夏季の作業効率の低下を踏まえた夏季歩掛を設定し、適切な予定価格や工期への反映をお願いしたい。

４．柔軟な働き方の実現

（1）適正な工期での発注の徹底

建設業の担い手確保を図るためには、週休 2 日の定着・実現が不可欠である。貴局におかれては、適正工期による発注に積極的に取り組まれているところであるが、会員企業からは、発注後に関係機関との協議事項が判明するケースや、現場条件と設計内容に相違が生じるケースなどが報告されている。

ついては、天候や現場の施工条件を十分に踏まえた適正な工期設定を行うとともに、関係機関との協議・調整を十分に完了した上で発注していただきたい。

事前協議の徹底は、施工段階における手戻りや工程の遅延防止につながるだけでなく、受発注者双方の不要な調整業務の削減にも資するものであり、円滑かつ効率的な工事の推進が図られるよう、特段の配慮をお願いしたい。

（2）積算基準の見直し

働き方改革に伴う労働時間の短縮のほか、技能労働者の担い手構成の変化により、協力業者を含む１日当たりの施工量は減少傾向にある。国土交通省において標準歩掛の適宜見直しが進められているものの、小規模工事等、工事の規模や現場条件によっては現行の歩掛と実態が乖離しているケースが見受けられる。

また、週休２日制が定着したことを理由に、直轄工事における補正係数が廃止されたが、技能労働者の収入確保や閉所時の現場経費といった実質的な費用負担は変わっていない。

ついては、現場実態に即した標準歩掛の見直しを行うとともに、週休２日実施に必要な労務費の確保や現場管理費率等の見直しなど、費用増加分に見合うよう予定価格の算定をお願いしたい。

（3）書類の削減・簡素化、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスの徹底

工事関係書類の削減・簡素化は進展しているものの、依然として事務負担は大きい状況にある。ついては、更なる書類の削減・簡素化を推進するとともに、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスの一層の普及・定着が図られるよう、各種マニュアル等の運用について、事務所担当者ごとに対応の違いが出ないよう周知徹底をお願いしたい。

また、昨年度、「工事関係書類の統一化に向けて東京都と調整を行っている」との回答を頂いているが、その後の進捗状況をお示しいただきたい。

（4）設計変更協議の円滑化

設計変更の手続きに時間を要しているとの意見が多く届いている。受注者の責によらない条件変更については、「設計変更ガイドライン」等に基づき、担当者レベルまで運用方針を周知徹底したうえで、適切に設計変更を行っていただきたい。

また、設計変更協議や承認に必要な資料作成など本来発注者が作成すべき資料を受注者が作成することも多く、資料作成における受発注者の役割分担を適正化していただきたい。

５．建設業の担い手確保と魅力発信

（1）適正な賃金水準確保

今年度は一般管理費等率が４年ぶりに改定されるなど、処遇改善に向けた取組みが進められているが、建設業の賃金水準は依然として他産業と比較して低く、その格差は解消されていない。担い手不足が深刻化するなか、将来にわたって必要な人材を確保していくためには、賃金面において他産業と遜色のない、魅力ある産業へと転換していくことが不可欠である。ついては、設計労務単価を引き上げ、他産業の平均を上回る賃金水準の底上げに向けた継続的な取組みをお願いしたい。

(2) 監理技術者制度の運用緩和

監理技術者を長期間同一現場に配置し続けることは、技術者にとって大きな負担となり、離職につながるケースも見受けられる。

国では直轄土木工事における監理技術者の途中交代の運用が全国で統一され、「監理技術者制度運用マニュアル」が土木工事共通仕様書に新たに位置付けられたことは、運用のばらつきを是正するものとして評価している。

一方で、同マニュアルが交代条件として明記する出産・育児・介護等は代表的な事由の例示にとどまるものと認識しており、実際にはそれぞれの事情に応じた多様な交代ニーズが存在する。例えば建築工事においては、躯体引き渡し以降など、必ずしも同一の監理技術者が最後まで専任する必要はないと考えられる。

ついては、明記された事由に限定されることなく、途中交代を柔軟に認めていただきたい。

(3) 官民連携による建設業 PR 活動の強力な推進

建設業は社会資本整備の担い手であるとともに、災害発生時には応急復旧に迅速に取り組む「地域の守り手」として重要な役割を果たしている。その役割を将来にわたり維持していくためには、若年層の入職・定着の促進が不可欠である。

また、若年層の関心を高めるためには、本人はもとより、進路選択に大きな影響を持つ保護者世代への理解促進も重要である。

ついては、建設業の魅力や社会への貢献を広く発信し、官民が連携した PR 活動を一層強力に推進していただきたい。

６．高騰する建設資材価格への対応

近年の中東情勢をはじめとする地政学的リスクの長期化により、燃料費や資材価格が高騰するとともに、石油化学関連資材等の納期延伸や調達不安が生じるなど、建設工事の安定的な施工に大きな影響が出ている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では設計変更による追加費用への対応が進められているほか、防衛省では複数品目を対象とした単品スライドの申請を可能とするなど柔軟な運用が行われている。

また、東京都では、従前より国の基準を下回る受注者負担割合を採用するなど、受注者の経営実態に配慮した取り組みが実施されている。

スライド条項の運用については、他の発注機関や地方公共団体の取り組みも参考としながら、制度の柔軟な運用や、受注者負担割合の軽減、申請手続きの簡素化・迅速化を図っていただきたい。

併せて、区市町村をはじめとする地方自治体や民間発注者に対しても、適切な価格転嫁やスライド条項の積極的な活用が図られるよう、働きかけを一層強化していただきたい。

フリー討議テーマ

１．生産性向上・ＤＸの推進

生産性向上や人材不足対応のため、本年 3 月に策定された「VFM によるコンクリート構造物の工法比較に関する実施要領」の着実な運用を通じ、プレキャスト工法のさらなる活用拡大と、当初設計からの積極的な採用を進めていただきたい。

また、小規模土工や中小企業におけるＤＸ導入は、初期費用や費用対効果の面で依然としてハードルが高い。国交省においては「導入型ＩＣＴ活用工事」の枠組みを整備するなど、ＤＸ普及のため積極的に取り組んでいただいているが、人材育成や機器導入に対する支援をより一層拡大していただきたい。

併せて、ＩＣＴ導入企業への入札時における加点や、過去のＩＣＴ活用工事の実績に対する加点評価等についても検討いただきたい。

２.民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針について

本年 6 月、内閣府は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」の改正に併せ、プロセスガイドライン等を見直し、「実勢価格を反映した予算設定」や「NSBPI 等の指数を活用したインフレスライドへの対応」などを盛り込んだ技術的助言を示した。

これらは、昨今の急激な物価上昇や建設コストの変動に対応する上で重要な取組と考えるが、今後、国土交通省所管事業や PPP／PFI 事業において、どのような対応を進めていく方針か伺いたい。

３．カーボンニュートラル（ＣＮ）・資源循環に向けた取組み支援

(1) ＣＮに取組む企業に対する費用負担とインセンティブの付与

持続可能な社会の実現に向けて、建設企業各社においても脱炭素化の取組を進めているところであるが、昨今の情勢によりコスト増加が見込まれる。脱炭素化の機運を高めるため、ＣＮに取組む企業に対するインセンティブの付与、補助金の拡充及び税制優遇等の支援をお願いしたい。

(2) 再生材の利用拡大

関東地整発注工事において、再生骨材を用いたコンクリート及びコンクリート 2 次製品を設計段階から採用し、その使用実績を公表するとともに、自治体や関係機関と連携し、再生砕石の広域利用やストックヤードの設置など供給体制の整備並びに運用ルールを策定いただきたい。

整備局資料－４

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
１．公共事業予算の拡充と安定した事業量の確保
昨今、建設資材や人件費の高騰で工事費が上昇し、公共事業予算が増加しても相殺されてしまい、十分な事業量の確保が難しくなっている。一方で、各地で激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命と財産を守り、国土強靭化を進めるための社会資本整備・更新は、最優先で取り組むべき喫緊の課題である。 こうした社会資本整備を着実に進める観点からも、建設コストの上昇分を反映した公共事業予算の十分な拡大と、安定的かつ継続的な事業量の確保をお願いしたい。
【回答】 「第一次国土強靭化実施中期計画（令和８年度から令和１２年度までの５年間）」に基づき、流域治水対策などの「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」や道路施設の老朽化対策などの「経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化」等の施策について着実に実施するため、近年の建設資材の高騰や人件費の上昇等を踏まえ、今後とも、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めてまいります。 また、国土交通省令和9年度予算概算要求概要等が8月28日に公表となり、「国民の安全・安心の確保」「持続的な経済成長の実現」「個性をいかした地域づくりと持続可能で活力ある国づくり」の３点に重点を置き取り組むこととし、公共事業関係費を7兆6,761億円要求しているほか、第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費（『強く豊かな日本』投資枠）を事項要求しております。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
２．入札契約制度における課題
（1）発注予定情報の早期化・精度向上 現状の発注予定情報は、年度当初および四半期毎に公表されているが、建設業界における深刻な技術者不足の中、協力会社を含めた適切な人員配置の計画が非常に困難な状況となっている。 予算成立前の個別工事の発注予定情報について、公表が難しいことは承知している。一方、PPIにおいては、事業計画に基づく中長期の発注見通しが既に公表されており、企業の計画的な応札体制の整備や工事の競争参加機会を増やすためにも、翌年度以降を含めた中長期的な発注予定情報の早期公表・見通しの精度向上をお願いしたい。
【回答】 工事発注予定の情報は、公平で透明性のある競争の促進を図り、繁忙期と閑散期の工事量や業務量の差の削減、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与する目的で、当該年度予算を活用する工事を対象に四半期毎に公表しています。 技術提案に向けた準備や受注体制の確保等を確実に実施して頂くため、第１四半期に公表予定の工事発注予定情報は前年度１月期に公表するなど早期公表に努めているところです。
（2）配置予定技術者の要件緩和 技術者不足が続く中、配置予定技術者の選定には各社とも大変苦慮している。総合評価方式において技術力に応じた一定の評価差を設ける趣旨については十分に理解しているが、限られた人材を適切かつ効率的に配置できるよう、加点要件の緩和・見直しをお願いしたい。 また、配置予定技術者の申請時期については、入札期間中に特定の技術者が長期間拘束されない取組みとして、今年度より資格要件に係る資料提出を落札前とする試行がなされたところだが、試行対象工事を拡大するなどの取組みを推進していただきたい。
【回答】 配置予定技術者の要件緩和については、配置予定技術者を評価対象としない「自治体実績チャレンジⅡ型」「地域防災担い手確保型」「企業能力評価型」「企業実績評価型」の活用を行っており、引き続きこれらの方式の活用を進めてまいります。 関東地方整備局においては、入札期間中に特定の配置技術者を拘束しない取り組みについて、令和７年度より技術提案評価S型（WTO）を対象に、配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を落札前とする試行工事を実施し、令和８年度も引き続き活用を進めてまいります。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　及び　回　答
（3）発注方式における課題 段階的選抜方式は、受発注者の事務負担軽減を目的としているが、現状は一次審査通過確定後の技術提案書作成期間が極めて短く、受注者側に過度な負担が生じている。制度本来の趣旨に沿うよう、準備期間に配慮した日程設定や対象案件の適正化など、運用の再考をお願いしたい。 また、ECI方式は、設計段階から施工者が参画することで、コスト縮減や工期短縮、施工品質の向上などの高い効果が期待できる。「技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づき、本方式の積極的な活用と対象工事のさらなる拡大をお願いしたい。
【回答】 ○段階選抜方式は、「競争参加者が多く見込まれる工事」に限定するとともに、工事内容等を踏まえつつ、採用の可否を判断しております。 １）技術提案による評価を行うことが望ましいことから、Ｒ６．８からは、「高度な技術力を求める工事」においては、採用しないものとしています。 ２）一次選定は、１５者を上限としていましたが、Ｒ６．８からは、１５位と評価点が同点の場合は、その全ての者を選定するよう拡大しています。 ３）日程として、技術提案の提出要請から、提出期限は土日を含め２０日以上としています。 ○ECI方式については、令和5年度に道路の耐震補強工事2件、令和6年度に河川の水閘門工事で1件、令和7年度に道路の函渠工事1件で適用しており、令和8年度は道路の電線共同溝工事1件で発注手続きを進めています。今後も、ECI方式による発注が望ましい案件においては、積極的な適用に努めてまいります。
（4）入札時の質問回答の改善 入札時の質問回答について、内容により積算内容や入札金額の再精査を要するケースが多く発生する。適正な積算価格の算出および質の高い提案作成のため、回答日から入札締め切りまでの期間について、現在の「6日間」から「10日間以上」確保していただくようお願いしたい。 また、質問に対する回答において、「図面を見て判断されたい」「仕様書の通り」といった趣旨が不明確な回答が見受けられる。不確定要素を排除し、正確に積算を行うためにも、可能な限り具体的かつ明確な回答お願いしたい。
【回答】 ○入札契約手続の期間については、「関東地方整備局における総合評価方式の適用ガイドライン」に基づき、工事ごとに適切な期間を設定しています。 ○質問書に対する回答期限から入札書の提出期限は、土日を含まず６日確保しています。期間の確保については、全体の手続き期間が長くなることから、慎重に検討していきます。 ○質問回答については、可能な限り丁寧に回答するよう指導しているところではございますが、引き続き受発注者双方の負担軽減に取り組んでまいります。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
３．現場における熱中症対策について

近年の夏季における気温上昇傾向は、人命に直結する重要な課題となっている。猛暑対策サポートパッケージの策定など、国においても対応を進めていただいているところだが、工事中止や休工に伴い、技能者の就労時間が減少することで給与が減額し、担い手不足に拍車がかかることが懸念される。技能者の処遇改善および処遇維持の観点から、休工や工期延伸に伴う労務費の割増や現場維持に要する費用など適切な費用計上をお願いしたい。

また、現場の安全確保や、更なる労働環境の改善のため、夏季の作業効率の低下を踏まえた夏季歩掛を設定し、適切な予定価格や工期への反映をお願いしたい。

【回答】

〇関東地方整備局では、令和7年12月の「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を踏まえ、猛暑等の厳しい作業環境を踏まえた適正な工期の確保とともに、夏季休工を可能とする発注方式の試行、特記仕様書への「猛暑期間における現場施工回避の協議」条項の追加など、猛暑期間や時間帯の作業回避を制度的に支援する取り組みを進めています。さらに、ICTの活用による遠隔施工や自動化施工により現場滞在時間を短縮する取組も進めています。

また、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が発生し、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算することや、令和８年４月１日以降に入札書提出期限日が設定されている工事について、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の１００％を上限に設計変更を行うことなど、状況に応じて適切に設計変更を行うこととしています。

猛暑対策については、様々な課題があることは認識しており、本年より行う試行工事を含めて実績を積み重ねて課題の分析等を進め、業界の皆様のご意見をいただきながら、本省などとともに改善策の検討を深めてまいります。

〇受注者の責めに帰すことができないものにより設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止をした場合は、適切に工期変更を行うとともに、必要に応じて、「工事における工期の延期等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、工期延長等に伴う現場維持等（諸経費等）の増加費用を計上し、請負契約額の変更を行ってまいります。

〇工期延期（直接工事費の増額が無い場合）に伴う増加費用については、受注者から請求があった場合に適用となりますので、増加費用の必要性などについて発注者と協議をお願いいたします。

〇なお、猛暑期間の作業回避に伴う日給制技能労働者の年間総労働時間や年収の確保、また、現場で働く技能労働者の生命・健康を守る観点から猛暑日に作業を行うことの是非など、様々な課題があることは認識しています。これらの課題については、本省主導のもと、厚生労働省とも連携しながら、必要な方策について検討を進めてまいります。

〇また、避暑（熱中症対策）のための休息時間等を歩掛へ反映するための実態把握については、「暑さ指数（WBGT）」及び「熱中症予防のための小休止」を作業日毎の作業量、勤務時間とともに調査項目としております。現場実態を反映させるためには、施工者による調査が非常に重要となります。調査を実施する際には現場の実態を記載いただくようご協力をお願いいたします。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
４．柔軟な働き方の実現

（1）適正な工期での発注の徹底

建設業の担い手確保を図るためには、週休2日の定着・実現が不可欠である。貴局におかれては、適正工期による発注に積極的に取り組まれているところであるが、会員企業からは、発注後に関係機関との協議事項が判明するケースや、現場条件と設計内容に相違が生じるケースなどが報告されている。

ついては、天候や現場の施工条件を十分に踏まえた適正な工期設定を行うとともに、関係機関との協議・調整を十分に完了した上で発注していただきたい。

事前協議の徹底は、施工段階における手戻りや工程の遅延防止につながるだけでなく、受発注者双方の不要な調整業務の削減にも資するものであり、円滑かつ効率的な工事の推進が図られるよう、特段の配慮をお願いしたい。

【回答】

〇工期設定にあたっては、引き続き「直轄土木工事における適正な工期設定指針」に基づき、天候等による作業不能日や日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含む休日等の他、工事の性格、地域の実情など、案件の実情を考慮して適切な工期設定を行ってまいります。

〇工事発注にあたっては、公告時に概略工程表を開示しており、関係機関との協議等を済ませ施工環境を整えた工事発注に努めてまいります。なお、やむを得ず公告前に完了しない場合は、用地買収時期、調査・設計完了時期、現場状況や関係機関との協議調整状況等の条件明示を徹底してまいります。

〇また、受注者の責によらない事由や現場条件等によって設計変更が必要となった場合は、設計変更ガイドライン等を活用して適切に設計変更を行ってまいります。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　及び　回　答
（2）積算基準の見直し 働き方改革に伴う労働時間の短縮のほか、技能労働者の担い手構成の変化により、協力業者を含む1日当たりの施工量は減少傾向にある。国土交通省において標準歩掛の適宜見直しが進められているものの、小規模工事等、工事の規模や現場条件によっては現行の歩掛と実態が乖離しているケースが見受けられる。 また、週休2日制が定着したことを理由に、直轄工事における補正係数が廃止されたが、技能労働者の収入確保や閉所時の現場経費といった実質的な費用負担は変わっていない。 ついては、現場実態に即した標準歩掛の見直しを行うとともに、週休2日実施に必要な労務費の確保や現場管理費率等の見直しなど、費用増加分に見合うよう予定価格の算定をお願いしたい。
【回答】 〇国土交通省で作成している土木工事標準歩掛は、予定価格のうち直接工事費を積算するためのもので、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の職種・規格や所要量等を工種毎に、実際の現場実態を調査した結果より設定しております。 〇現場の実態を歩掛に反映させるためには、施工者による調査が非常に重要となります。調査表には施工規模に加え、現場間の移動、待機や段取り替え、休憩・休息時間、交通規制の有無などの現場条件を記入できるようにしておりますので、調査を実施する際には現場の実態を記載いただくようご協力をお願いいたします。 〇令和８年度の標準歩掛の改定においては、小規模の施工実態を反映した歩掛の制定、改定を行うとともに、積算者が土木工事標準歩掛の適用可否の判断をしやすいように、適用範囲及び施工方法を詳細に記載するなどの見直しを実施しています。 〇また、週休２日制適用工事の試行における補正係数の設定については、これまでも実態調査に基づき設定しており、最新の実態調査では、実施により経費の差が見られなかったことから、令和８年度から費用計上等を実施しないものとしております。 〇今後も引き続き、実態把握に努め、適切に対応してまいりますので、各種調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　及び　回　答
（3）書類の削減・簡素化、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスの徹底 工事関係書類の削減・簡素化は進展しているものの、依然として事務負担は大きい状況にある。ついては、更なる書類の削減・簡素化を推進するとともに、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスの一層の普及・定着が図られるよう、各種マニュアル等の運用について、事務所担当者ごとに対応の違いが出ないよう周知徹底をお願いしたい。 また、昨年度、「工事関係書類の統一化に向けて東京都と調整を行っている」との回答を頂いているが、その後の進捗状況をお示しいただきたい。
【回答】技術調査課施工体制係、技術管理課技術調整係 関東地方整備局では土木工事電子書類スリム化ガイドにおいて、工事関係書類の削減・簡素化だけでなく、ウィークリースタンス及びワンデーレスポンスを含めた工事現場環境改善の取組についても示しています。監督・検査職員等に対する説明会や巡回会議の場など、あらゆる機会を通じて周知徹底に取り組んでおり、引き続きこの取り組みを継続してまいります。 国土交通省との工事関係書類の統一化については、東京都では建設局において、工事関係書類全体のうち６割程度まで統一化が進んでおり、引き続き、未統一の書類についても統一化に向けた調整を進めていく、と聞いています。
（4）設計変更協議の円滑化 設計変更の手続きに時間を要しているとの意見が多く届いている。受注者の責によらない条件変更については、「設計変更ガイドライン」等に基づき、担当者レベルまで運用方針を周知徹底したうえで、適切に設計変更を行っていただきたい。 また、設計変更協議や承認に必要な資料作成など本来発注者が作成すべき資料を受注者が作成することも多く、資料作成における受発注者の役割分担を適正化していただきたい。
【回答】 〇関東地方整備局では、工事着手前に工事工程のクリティカルパスの共有・クロスチェックを行うとともに、協議資料作成等における受発注者の役割分担の明確化や、設計変更の妥当性の審議、設計変更等に伴う工事中止の要否の判断を行う場として設計審査会を開催し、設計変更手続の透明性・公正性の向上および迅速化に努めています。 〇受注者の責に帰すことができない事由や現場条件等により設計変更が必要となった場合は、設計変更ガイドライン等に基づき適切に設計変更を行うとともに、その適正な運用に向け、引き続き事務所及び監督職員への周知徹底を図ってまいります。 〇また、設計変更に係る書類作成については、「土木工事電子書類スリム化ガイド」に基づき、受発注者の適切な役割分担を徹底してまいります。なお、やむを得ず受注者に書類作成を依頼する場合には、設計変更ガイドライン等に基づき、適切に費用計上してまいります。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
５．建設業の担い手確保と魅力発信
(1) 適正な賃金水準確保 今年度は一般管理費等率が4年ぶりに改定されるなど、処遇改善に向けた取組みが進められているが、建設業の賃金水準は依然として他産業と比較して低く、その格差は解消されていない。担い手不足が深刻化するなか、将来にわたって必要な人材を確保していくためには、賃金面において他産業と遜色のない、魅力ある産業へと転換していくことが不可欠である。ついては、設計労務単価を引き上げ、他産業の平均を上回る賃金水準の底上げに向けた継続的な取組みをお願いしたい。
【回答】 〇会計法令上、予定価格は取引の実例価格を考慮して設定するとされていることを踏まえ、その積算に用いる公共工事設計労務単価は、技能労働者に実際に支払われている賃金実態を調査したうえで設定しております。 〇令和８年３月から適用されている設計労務単価は、最新の賃金上昇の情勢等を踏まえ、全国全職種平均で前年度比プラス４．５％となり、１４年連続の上昇となりました。 ※令和８年３月　公共工事設計労務単価（全国全職種平均）２５，８３４円（令和７年度単価比　+４．５％） この労務単価の上昇が、現場の技能労働者の賃金水準の上昇につながり、それが次の労務単価の上昇という好循環につながるよう、改正建設業法に基づく労務費の確保と行き渡りの仕組みを通じて、建設業界全体で適正な処遇が実現するように努めてまいります。 〇また、技能者の賃上げ原資となる労務費が適切に確保されるよう、公共工事設計労務単価の引き上げを踏まえた最新の実勢価格による契約を公共工事発注関係者に広く求めるとともに、契約後の資材高騰によって労務費がしわ寄せを受けないよう、引き続き、適切な価格転嫁を働きかけてまいります。 〇今後も賃金支払いの実態を正確に把握し、適切な労務単価の設定に努めてまいります。
(2) 監理技術者制度の運用緩和 監理技術者を長期間同一現場に配置し続けることは、技術者にとって大きな負担となり、離職につながるケースも見受けられる。 国では直轄土木工事における監理技術者の途中交代の運用が全国で統一され、「監理技術者制度運用マニュアル」が土木工事共通仕様書に新たに位置付けられたことは、運用のばらつきを是正するものとして評価している。 一方で、同マニュアルが交代条件として明記する出産・育児・介護等は代表的な事由の例示にとどまるものと認識しており、実際にはそれぞれの事情に応じた多様な交代ニーズが存在する。例えば建築工事においては、躯体引き渡し以降など、必ずしも同一の監理技術者が最後まで専任する必要はないと考えられる。 ついては、明記された事由に限定されることなく、途中交代を柔軟に認めていただきたい。
【回答】 〇監理技術者の「途中交代」につきまして、現在の「監理技術者制度運用マニュアル」における「死亡、傷病、被災、出産、育児、介護または退職等の場合など、発注者との間で合意する必要がある、ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。」に従い運用しています。 途中交代の柔軟な運用について、ご指摘を踏まえ、他の発注機関の事例についても参考にしつつ、検討してまいります。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
（3）官民連携による建設業PR活動の強力な推進 　建設業は社会資本整備の担い手であるとともに、災害発生時には応急復旧に迅速に取り組む「地域の守り手」として重要な役割を果たしている。その役割を将来にわたり維持していくためには、若年層の入職・定着の促進が不可欠である。 　また、若年層の関心を高めるためには、本人はもとより、進路選択に大きな影響を持つ保護者世代への理解促進も重要である。 　ついては、建設業の魅力や社会への貢献を広く発信し、官民が連携したPR活動を一層強力に推進していただきたい。
【回答】 　関東地方整備局としては、現場見学会が建設業の魅力発信やイメージアップに効果的であると考えており、令和７年４月より、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設し、参加いただいております。（令和８年９月末時点：５５現場） 　担い手確保・育成のための広報活動の一つとして、平成28年から始めた「技術者スピリッツ」は、今年で10年目を迎え、これまでに600名を超える技術者を紹介しております。 　引き続き、世界に一つだけの工事に多方面から携わる技術者に光をあて、紹介してまいります。 　また、栃木県では令和7年5月に「建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会」を創設し、建設業協会、大学、県、国が担い手確保に向け連携した取組を進めており、令和8年度も連携した取り組みを継続するとともに、関東ブロック発注者協議会にて国、県、建設業協会が連携した取り組みについて情報共有することで、新しい取り組みが推進するよう努めて参ります。 　関東甲信地域の建設業者団体、都県・政令市、関東地方整備局が、地域の守り手である建設業の持続的な発展と担い手の確保に向けて、令和7年6月に交わした「建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について」に基づき、市区町村や民間発注者団体への働きかけを実施しており、今年度においても、本申し合わせに基づき、週休2日の推進や建設業の魅力発信などの取組を継続して実施してまいります。

令和８年度（一社）東京建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
６．高騰する建設資材価格への対応

近年の中東情勢をはじめとする地政学的リスクの長期化により、燃料費や資材価格が高騰するとともに、石油化学関連資材等の納期延伸や調達不安が生じるなど、建設工事の安定的な施工に大きな影響が出ている。
こうした状況を踏まえ、国土交通省では設計変更による追加費用への対応が進められているほか、防衛省では複数品目を対象とした単品スライドの申請を可能とするなど柔軟な運用が行われている。
また、東京都では、従前より国の基準を下回る受注者負担割合を採用するなど、受注者の経営実態に配慮した取り組みが実施されている。
スライド条項の運用については、他の発注機関や地方公共団体の取り組みも参考としながら、制度の柔軟な運用や、受注者負担割合の軽減、申請手続きの簡素化・迅速化を図っていただきたい。
併せて、区市町村をはじめとする地方自治体や民間発注者に対しても、適切な価格転嫁やスライド条項の積極的な活用が図られるよう、働きかけを一層強化していただきたい。

【回答】

〇関東地方整備局の工事積算で使用する資材価格については、物価資料に掲載された価格を採用することを基本としていますが、最新の市場動向、コスト動向、需給動向を適切に把握し、物価変動を踏まえた資材価格の把握に努め、必要に応じて見積りを活用するなど、予定価格へ適切に反映することとしています。

〇契約締結後についても、物価水準の変動等により請負代金額が不適当となった場合は、工事請負契約書第26条（スライド条項）に基づき、適切に請負代金額の変更を行っております。

〇なお、スライド条項における受注者負担率は、公共工事標準請負契約約款の考え方に基づき設定されております。仮に負担率を軽減した場合には、適用件数の増加に伴う事務負担の増大や、物価下落局面において受注者負担を求める案件の増加も想定されますが、改正品確法の趣旨を踏まえ、契約後の価格変動に対してはスライド条項の適切な運用に一層努めるとともに、受注者が適正な利潤を確保できるよう環境整備を進めてまいります。

〇また、スライド条項に関する受注者の負担軽減および簡素化・迅速化についてのご意見につきましては、本省に伝えてまいります。

〇区市町村をはじめとする地方自治体に対しては、関東ブロック発注者協議会 幹事会や都県分科会を通じて、公共工事発注者に中東情勢を踏まえた単品スライドの運用について国の取り組み事例のほか、地方公共団体の取り組み事例を紹介し、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保が図られるように取り組んでいます。
R8関東ブロック発注者協議会 幹事会より
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000948165.pdf

〇適正な価格転嫁や資材費等の変動に応じた変更契約については、東京都公契連や東京労働局主催の民間発注者団体も参加する協議会など、あらゆる機会を通じて、区市町村や民間発注者団体に対する周知・徹底に取り組むとともに、同主旨の協力依頼を区市町村及び民間発注者団体宛てに10月9日付けで通知したところです。

〇また、入札契約適正化キャラバンの取り組みにおいても、中東情勢の変化等に伴う資材価格の高騰等を踏まえ、適正な価格転嫁が行われるよう、市区町村に対して働きけを行っているところです。
引き続き、関係機関と連携し、様々な機会を通じて働きかけを推進してまいります。